

日之影町告示第4号

令和6年第1回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月9日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和6年2月29日
2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
一水 輝明君	河野 學君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

○3月5日に応招した議員

同上

○3月7日に応招した議員

同上

○3月19日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第1回 日之影町議会定例会会議録（第1日）

令和6年2月29日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年2月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 同意第1号 教育長の任命について
- 日程第7 同意第2号 特に重要な公の施設の廃止について（日之影町国民健康保険病院）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第10 議案第2号 日之影町犯罪被害者等支援条例の制定
- 日程第11 議案第3号 日之影町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定
- 日程第12 議案第4号 日之影町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定
- 日程第13 議案第5号 日之影町簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第14 議案第6号 西臼杵地域公立病院統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第15 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第8号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第9号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第10号 日之影町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第11号 日之影町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第12号 日之影町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第13号 日之影町機能別消防団設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第22 議案第14号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第23 議案第15号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（観光施設）
- 日程第24 議案第16号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（日之影町活性化

- センター)
- 日程第25 議案第17号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（日之影町高齢者生活福祉センター）
- 日程第26 議案第18号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（日之影町地域福祉センター）
- 日程第27 議案第19号 普通財産の譲渡について（宮水工場）
- 日程第28 議案第20号 定住自立圏形成協定の一部変更について
令和6年度施政方針
- 日程第29 議案第21号 令和6年度日之影町一般会計予算
- 日程第30 議案第22号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第23号 令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第32 議案第24号 令和6年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第25号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第26号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第35 議案第27号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計予算
- 日程第36 議案第28号 令和5年度日之影町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第37 議案第29号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第38 議案第30号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第31号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第40 議案第32号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第41 議案第33号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 報告 常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第6 同意第1号 教育長の任命について
- 日程第7 同意第2号 特に重要な公の施設の廃止について（日之影町国民健康保険病院）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

- 日程第10 議案第2号 日之影町犯罪被害者等支援条例の制定
- 日程第11 議案第3号 日之影町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定
- 日程第12 議案第4号 日之影町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定
- 日程第13 議案第5号 日之影町簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定
- 日程第14 議案第6号 西臼杵地域公立病院統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第15 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第8号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第9号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第10号 日之影町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第11号 日之影町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第12号 日之影町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第13号 日之影町機能別消防団設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
- 日程第22 議案第14号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第23 議案第15号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（観光施設）
- 日程第24 議案第16号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（日之影町活性化センター）
- 日程第25 議案第17号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（日之影町高齢者生活福祉センター）
- 日程第26 議案第18号 日之影町公の施設に係る指定管理者の指定について（日之影町地域福祉センター）
- 日程第27 議案第19号 普通財産の譲渡について（宮水工場）
- 日程第28 議案第20号 定住自立圏形成協定の一部変更について
令和6年度施政方針
- 日程第29 議案第21号 令和6年度日之影町一般会計予算
- 日程第30 議案第22号 令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第23号 令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計予算
- 日程第32 議案第24号 令和6年度日之影町介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第25号 令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第26号 令和6年度日之影町簡易水道事業会計予算
- 日程第35 議案第27号 令和6年度日之影町農業集落排水事業会計予算

- 日程第36 議案第28号 令和5年度日之影町一般会計補正予算（第9号）
日程第37 議案第29号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
日程第38 議案第30号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第39 議案第31号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第40 議案第32号 令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第41 議案第33号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）

出席議員（8名）

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高館 英嗣君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君 録音係（総務課係長） 井植 博志君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	佐藤 貢君	副町長 ……………	甲斐 敏弘君
教育長 ……………	橋本 範憲君	総務課長 ……………	押方 明弘君
地域振興課長 ……………	工藤 富士君	会計管理者 ……………	津隈 富美君
町民福祉課長 ……………	押方 誠君	税務課長 ……………	谷川 靖君
農林振興課長 ……………	平川 誠二君	建設課長 ……………	佐藤 尚君
保健センター所長 ………	甲斐 康弘君	病院事務長 ……………	甲斐しおり君
教育次長 ……………	平川 浩二君	代表監査委員 ……………	小林 政隆君

午前10時00分開会

○議長（高館 英嗣君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、御多用のところ傍聴においでいただきまして誠にありがとうございます。

日程に先立ちまして、久保優一君から、令和5年第4回定例会での質疑の内容について謝罪の申出がありましたので、これを許します。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 謝罪に先立ちまして、本日、本会議初日のお忙しい中、このような機会を御配慮いただきましてありがとうございます。

さて、さきの12月本会議での町内事業者エネルギー価格高騰対策支援事業給付金についての質疑の中で、コインランドリー事業者が商工会を退会したという虚偽の発言を行ったことを謝罪いたします。本会議での発言において、その情報について十分な調査、検証を行わず、自らの憶測、推測に基づいて事実でないことを発言し、町民の皆様に誤解と不安を招いたことを真におわびいたします。

失礼しました。

○議長（高舘 英嗣君） それでは、これから、令和6年第1回日之影町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（高舘 英嗣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において2番小谷幸治君、3番小川輝久君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（高舘 英嗣君） 次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの20日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（高舘 英嗣君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりであります。議長の報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告とします。

以上で、諸般の報告は終わります。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

議長が決定した議員派遣は、2月5日、宮崎市で開催された主要地方道、日之影宇目線要望活動に経済建設常任委員4名を派遣、2月15日に福岡市、16日、熊本市での西臼杵郡町村議会議長会要望活動に、副議長、甲斐徳仁君を派遣、2月19日、東臼杵管内での九州中央道整備促進西臼杵議会特別委員会要請活動に甲斐徳仁君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上3件であります。

日程第5. 常任委員会の所管事務調査報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、常任委員会の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について報告をお願いします。総務文教常任委員会委員長、小川輝久君。小川輝久君。

〔総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（小川 輝久君） それでは、総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

期日は平成6年2月13日、場所としては本庁の委員会室で行いました。

調査事項といたしましては、公立病院統合再編に伴う日之影町立病院の現状、体制についてであります。

出席者は、総務文教常任委員、事務局病院事務長、係長、保健センター所長でありました。令和6年4月1日より西臼杵3町の公立病院の経営統合、再編に移行されることに伴う日之影町立病院の現状、体制について調査を行いました。

現状としましては、診療科が内科、外科、リハビリテーション科で常勤医師が3名、リハビリ医3名、放射線技師1名、非常勤医師、看護師25名、合わせて総数60人体制で運営が行われております。

昨年度より、高千穂町立病院と連携し、療養患者の受入れも実施され、順調に推移されております。

公立病院統合により、日之影町立病院は療養型病床が10床設けられますが、地域包括と療養型で診療点数の違いがあることから、病床利用率が高いにもかかわらず入院収益が減ることも見込まれ、経営的には厳しい状況にあります。

また、夜勤等を含めた看護師の負担も大きく、現状では限界に近いものが垣間見えました。人材不足が否めない状況であり、今後は3町協力体制を整える必要があるというふうに思われます。

町病院事業に対しては、令和3年・4年の一般財政補助は1億6,000万ほどで、次年度以

降は約2億円という試算をしておりますが、そのうち、普通交付税、特別交付税の措置はあるものの、一般会計の負担が増えることにより、他の事業に影響が出ないか注視する必要があります。

また、現在、町病院で実施している町監査業務が広域での監査に移行されたとき、統合再編の一つの柱でもある財政効果の検証、安定的な病院経営の続行においても、監査業務の共有が重要と思われるため、専門的な外部監査を設置するなど、早急な検討を願うところであります。町民の中には、統合に対する不安な声もあることから、今後も必要に応じて町民への説明が肝要であるということで報告を終わらせていただきます。

〔総務文教常任委員長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

続きまして、経済建設常任委員会の閉会中の継続審査に付された事件について報告をお願いいたします。経済建設常任委員会委員、久保優一君。

〔経済建設常任委員登壇〕

○経済建設常任委員（久保 優一君） それでは、経済建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

期日は、令和6年2月9日金曜日。

調査場所は、道の駅青雲橋2階の会議室にて行いました。

調査目的については、村おこし総合産業株式会社の経営についてです。

出席者は、経済建設委員、事務局、村おこし産業株式会社から3名、地域振興課職員から2名。それでは、内容に移ります。

現在、指定管理者として道の駅青雲橋、日之影温泉を含め9カ所55名体制で運営を実施。人件費等は約8,700万円であり、本町にとっては大きな雇用の場となっています。道の駅青雲橋については、レストランのオーダーや支払いの電子化等、最先端のIT導入が必要ではないか。さらに、加工品の充実、野菜類の生産者拡大を図り、品数を増やすこと、来客数が増えたことにより駐車場が狭くなり、駐車場の拡張が必要である。また、駐車場中央部にあるコンテナハウスは営業が不定期であることから、移動することでスペースの確保が重要であり、協議が急がれる。

日之影温泉駅については、4月から入湯料の値上げを予定していることから、温泉まつり等のイベントを復活させて、中央地区のにぎわいに資する取組が必要である。

燃料費に関しては、まきボイラーをさらに利用して燃料費節約等の企業努力が必要である。レジオネラ菌対策としては、保健所立ち合いのもとに、引き続き安全・衛生に留意をすること。全体的には、人手不足の折から労務費の見直し、特に温泉駅の清掃員については夜間の仕事であり、時間単価の早急な見直しが必要と思われる。

また、不採算施設についても、今後協議をしていく必要があると同時に、適時に外部監査を入

れ、経営的な所見を聞くことも必要である。

以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査を終わります。

[経済建設常任委員降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、経済建設常任委員会の所管事務調査報告は終わりました。

日程第6. 同意第1号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、同意第1号教育長の任命についてを議題とします。

ここで、当事者であります橋本範憲君の退席を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 同意第1号教育長の任命についての提案理由を説明いたします。

日之影町教育長であります橋本範憲氏が令和6年3月31日をもって任期満了となります。つきましては、同氏を引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1号の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは質疑を行わせていただきたいと思いますが、引き続き教育長として任命という提案理由であります。まず、町長として現教育長を評価する、そして、任命をしたいという思いをお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。橋本範憲氏におかれましてはですね、まず、日之影町の教育長として来ていただきました経緯というのは、やはり、本町で生まれ育ち、本町で、小学校・中学校で学び、そして高校、そして教員として本校の小学校を2校、そして、中学校を1校、校長として務められ、まずは本町の教育の実態、あるいはこういった地形、そして、町民の暮らし、そういったものを熟知しておることが、まず一番でございます。

また、2番目につきましては、本町の教育長、以前はたしか（タカミ）教育長先生以降、たしか外部といますか、他の町、あるいは宮崎のほうからおいでいただいた先生方でございました。それが悪いとかという形ではなくて、私の頭の中には、なんで日之影出身の先生たちといますか、校長先生等おられる中で、何故その方々に日之影の子供たちの教育を引っ張っていくことができないかということはずっと町長になって考えておりました。その中で橋本範憲氏につきまし

ては、私の1個後輩でもございましたし、そして、彼が日之影町で勤務しておりました小学校、中学校での動き、活動、そういったものを見ましたところ適任であると。ぜひ日之影で教育行政に当たってほしいということをお願いをしたところでございます。

その成果といいますと、もう私が申し上げることもないんだらうと思えますけれども、中学校等におきまして近未来会議という新たな、こう何といいますか、教科書の学習のみならず、子供たちに将来どうやって力をつけていく、また、ふるさと日之影に対する思いを醸成させるような行政、また、中学校の先生たちあるいは地域の方々の協力を得ながら近未来会議というのを確立をしてきております。そういった成果も上がっているというふうには思っておりますので、そういった面も踏まえて、さらにそういったことを進めていって日之影の子供たちの教育を司ってほしいということで、今回、任命を議会のほうに御同意を頂きたいということで提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 提案者であります町長の熱量がある程度は伝わりました。当然、私たちも地元人材の育成と、地どれという表現がどうなのか分かりませんが、やはり私からすれば親子で付き合いをした経緯があります。当然、おやじさんも8期でしたかね。本町の議会議員として頑張っていたいただきました。その人の子供さんが本町の教育長と。確かに振り返ればいいことだなと就任当初はですね、大変な私自身も喜びを持ったところでありました。

事業実績等につきましては、当然、我々もそばで見てきておりましたので、それなりに一生懸命努力をされとるなというふうに感じておりました。今も感じておりますけれども。私はこれは反対の立場でやっているわけではございません。さらにこの経験を生かして、さらに本町の教育行政を、西臼杵をリードするような思いを持ってやってほしいなとそういう強い思いもありますが、加えて優しい一面もおありになるようですから、リーダーシップ的なものですね、ちょっともう少し出てもいいかなと、そういう思いもしております。

これは町長が突然提案されたわけですから、本人は退出しておりませんので、また後でそういう意見があったということはぜひ伝えておいていただきたいなど。

何をもってリーダーシップというのは非常に難しいわけでありましてけれども、やっぱり教育行政最高執権者としての主人公である子供たちに対する心の寄り添いであったり、それを取り巻く様々な機関の方々への寄り添いであったり、そして、何よりも強い教育に資するあの方の熱量をしっかりと経験も相当、もうこれで3期目ですかね、今回が。そういうことになりますので、ぜひそういう思いで頑張っていたきたいとそう思います。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 今、甲斐議員がおっしゃったことにつきましては、十分、私のほうも、今、理解というか、したところでございますので、また教育長、御同意いただきまして、再任いただきました後には、やはり3期目でもあるから、やはり甲斐議員がおっしゃることは、教育長としてのカラーももう出していいんじゃないかというようなことも含まれるんだらうというふうに私は解釈しましたので、その辺も含めてさらに教育行政について積極的に進めていただくようにお話をさせていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 他に質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 教育長3期目ということで、前期の3年間、今まで体験したことないコロナという危機的状況に、我々はもちろんなんですけど教育現場でも見舞われたということで、たしかコロナが日之影町ではやり始めたのが2021年の夏頃だったかなと。私の記憶ではその頃かなと思っているんですが、この危機管理に対して教育長の動き、町長の目にはどう評価されたのかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） コロナにつきましては、やはり教育分野、行政分野、それぞれ分けて考えたということではないと思います。その本部をつくっておりますから。その中で行政として、町長部局としていろんな福祉施設を含めて対応することについては、それでやる。

ただ、教育委員会につきましては、やはり県の教育委員会、そして、町の教育委員会、独立機関であるわけでありますから、その中でやはり子供たちの安全といいますか、そういうことを優先されたんだらうというふうに認識をいたしておりますし。

こんなことを言っているのかどうか分かりませんが、私からすればイベントなりやっっていっちゃんないかなという思いもありまして、やはりそれはコロナがあるから危機管理としてやはり取りやめる。やはりそういう決断というか、そういう形はされてきておりますので、そのことについては、私が何だ、それはおかしいわという思いもありませんし、やはりそういった教育現場の中で適宜判断をされ、コロナ対応については当たっていただいておりますというふうに私は認識をいたしております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第82条の規定により投票による採決とし、投票は無記名投票によることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（高館 英嗣君） ただいまの出席議員は7名です。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に久保優一君、小谷幸治君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（高館 英嗣君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

配付漏れはなしと認めます。

続きまして、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（高館 英嗣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

また、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は日之影町議会会議規則第84条の規定により、否とみなします。

それでは、1番議員から順に投票を願います。

では、投票を開始します。投票漏れはありますか。

投票漏れ、なしと認めます。投票は終わります。

ただいまより、開票を行います。2名の立会人の立ち会いをお願いいたします。

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数7票のうち、有効投票7票、無効投票0票、有効投票のうち、賛成6票、反対1票、以上のおおりの賛成多数であります。よって、同意第1号教育長の任命については、原案のおおりの可決されました。

議場の出入り口を開けます。

〔議場開鎖〕

○議長（高館 英嗣君） 橋本範憲君の入場を許可します。

ただいま、橋本範憲君の教育長選任について同意いたしましたので、会議規則第33条第2項の規定により報告いたします。橋本範憲君に御挨拶をお願いいたします。

○教育長（橋本 範憲君） 失礼いたします。今、同意いただいたということで本当にありがとう

ございます。今まで6年間させてもらいましたけれども、また、さらに身が引き締まる思いでございます。日之影の子供たちのため、また、町民の皆さんのために、甚だ微力ではありますがけれども、精いっぱい、私としては頑張りたいと思っております。議会の皆様、また町部局の皆さんと一緒に教育で日之影を盛り上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

日程第7. 同意第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、同意第2号特に重要な公の施設の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第2号特に重要な公の施設の廃止についての提案理由を説明いたします。

西臼杵郡内の3公立病院が令和6年4月1日から経営統合されることに伴い、日之影町国民健康保険病院の建物を西臼杵広域行政事務組合に譲渡する必要があり、公の施設に関する条例の、特に重要な公の施設から日之影町国民健康保険病院を廃止するため、地方自治法第244条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、質問いたします。公共施設の廃止ですが、これが日之影町公共施設等総合管理計画における公共施設縮減目標の設定、目標をしゃべると、本町の公共施設においては、計画策定時に設定したとおり、「2055年までに延べ床面積を現状の延べ床面積から20%縮減することを目標します」とありますが、この縮減目標に、今回の公共施設の廃止は関わってくるのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。公共施設の整備の計画につきましては、本町でもですね、いろいろな公共施設がございます。そういった中で、老朽化も進んでおりますし、また、人口減少という中で利用率も低くなっている施設等も中にあります。そういった施設を、今後、将来的にどういうふう管理をしていくかというところで計画を策定しているものでございますので、今度の病院の譲渡に伴うものとはちょっと関係ないかなというふ

うに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今回の施設の廃止についてはもうこれは致し方のないことでもございますので、直接、この議案、病院施設の譲渡等については、無償の、言及をするわけではありませんが、本町は「最も」という部類が7施設ありますね。この条例の第4条関係の別表第2か、これでいくと7つ指定くくりがあるようですけども、その中にもあの天神山の公園あたりが7つの中の一つの枠組みで入っておるようですけども、ここでいう「最も」という部類ですよね。これは数多くの公の施設があるわけですけども、ここでいう「最も」というのをどなたかお分かりの方おりますか。おられたら答弁いただきたいと思いますが、分からなければ結構です。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 特に重要な施設につきましては、今、議員御指摘のとおり7施設が条例の中で指定されているところでございます。「特に重要な施設」の定義につきましては、住民生活との密着度の高い公の施設について、住民の公の施設利用権の保護とか尊重、そういった住民生活の定義を失わないようにするための公の施設ということで定義されておりまして、それを廃止する場合は、今、さっきありましたように議会の同意が得られなければ廃止できないということになっております。

また、公の施設の定義につきましては、地域住民の福祉の増進を目的として、地域住民の利用に供するものの施設ということになっていまして、住民が利用される施設ということであります。そういった中で、先ほど申しましたように、特に重要な施設につきましては、本町では7施設の方を指定させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 私、議会の議決を得なければ廃止できない自治法上の規定は分かっているんですよ、解ってはおりますが、ここでいう「特に重要な」という7つの枠組みが、今、総務課長が説明をされましたけれども、住民の福祉及び住民の様々な利益に資する、あるいは生活の基盤なり、とにかくオール住民が使う頻度が高いというか、そういうことだろうと思うんですよ、ざっくりですね、これは。そうすると、保健センターあたりは特にには要らんわけですかね。ここは町民の健康管理から特定検診から、もう多種多様、避けて通れない高齢福祉社会を迎えて、あそこの存在ちゅうのはかなり大きなウエートを占めるわけですよ。それはカテゴリーの中に入っちゃらんでいいのかなど。これはそこらあたりがどうなのかなという気持ちがあったもんで

すからお尋ねをしたということではありますが、では、保健センターの位置づけあたりはどう捉えていますか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。例えばですね、庁舎とかは行政機関ということで、公の施設には、あと、研究施設とかいうところは公の施設には該当しないということで凡例としてございます。

そういった中で、保健センターにつきましては、一部、行政機関も入っていますし、町民の利用される部分もございます、福祉関係についてですね。そういったところで公の施設として、町としては施設として条例に定っておりますけれども、特に重要な施設については行政機関の部分も半面あるということがございますので、そちらのほうの指定にはしていないところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 結局、今の御答弁では、保健センターは介護保険関連から保健センターの事務を預かる職員等々が地方公共団体という位置づけの中に属しているので、もう言うなら地方公共団体の人として捉えているということですが、結局、じゃあ簡水とかの特別会計等は、事務は全部建設課でやっとなるわけですよ、農業集落排水も以下同文。

ただ、あれは生活の必需品である水道インフラで全世帯にということで「特に」という考え方でいいわけですかね、そしたら。そこら辺がちょっと、長いこと議員をしてはおりますが、「特に重要」というのがなかなか線引きがどうなんだというのがあったものですから。だから、特会の場合もそういうことでいいということですね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 甲斐議員御指摘のとおり、町簡水につきましても町民の生活に必要な不可欠な施設でございますので、重要な施設として位置づけをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。本案は、地方自治法第244条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。出席議員は8人であり、その3分の2は6人です。

日程第7、同意第2項について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立者は8人で所定数以上であります。よって、同意第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 諮問第1号

○議長（高館 英嗣君） 次に日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦についての提案理由を説明いたします。

人権擁護委員であります細木栄子氏が令和6年6月30日をもって任期満了となります。つきましては、新たに森重喜博氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それではお尋ねしたいと思いますが、この方は我々がよく御存じの方でもあるわけですが、相談をされて一発回答ということで理解していいですか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。お願いに参りましてお話をする中で快く1回目でお受けいただいたということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決

定いたしました。この採決は起立によって行います。

日程第8、諮問第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、諮問第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 諮問第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第9、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦についての提案理由を説明いたします。

人権擁護委員であります谷川眞由美氏が令和6年6月30日をもって任期満了となります。つきましては、新たに馬崎ナルミ氏を委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今、関連しまして質問は同じでございます。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） この方も出向きまして御説明を申し上げましたところ、1回目で御理解いただきまして同意を頂いたということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。この採決は起立によって行います。

日程第9、諮問第2号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、諮問第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第2号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第10、議案第2号日之影町犯罪被害者等支援条例の制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第2号日之影町犯罪被害者等支援条例の制定の提案理由を説明いたします。

犯罪被害者等基本法に基づき、日之影町における犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする支援を総合的に推進し、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものです。

主な内容は目的、定義、基本理念、経済的負担の軽減等について規定するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第2号日之影町犯罪被害者等支援条例の制定については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定いたします。

それではお諮りしたいのですが、おおむね1時間たちますが、休憩はいいでしょうか。

休憩。はい。

それでは、ただいまより休憩を取りまして、再開を11時5分といたします。それでは暫時休憩といたします。

午前10時51分休憩

.....
午前11時03分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、予定していた時間よりも若干早くはございますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第11. 議案第3号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第11、議案第3号日之影町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第3号日之影町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定の提案理由を説明いたします。

日之影町簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、日之影町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、簡易水道事業の設置、法の財務規定等の適用、経営の基本等について規定するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） この件につきましても全協のほうで説明も受けたところでありましたが、確認といえますか、この公営会計企業に移行するということであれば現病院会計と同じになるわけでありまして、このほかにも、簡水と集落排水もということではありますが、監査委員の立場としては、公営会計、監査の状況はどういう形になるのかということに質問した経緯がありました。毎月であるということでもありますけれども、確認のためにもう一度お伺いしますが、毎月やるということによろしいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 簡易水道の事業の公営企業会計への移行につきましては、移行によりまして業務の内容は全く変わりはありませんので、監査についても今までどおり毎月やってもらうことになると思います。よろしく申し上げます。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） そういうことであれば、今、例月が本町が2じゅう、月末になっておりまして、今後の話合いでその日程をその日の日程の中で入れるのか、または、特にこの2つについては、また病院と同じく別の日に定めるのかということは現時点ではまだ決まっていないということでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 日程については現時点では決まっておりませんが、今までどおりの

監査でいいと私は思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 給水地区が現在8地区であるというふうに表のほうに記載されています。今後、この8地区以外にこの事業の給水地区に加わるというような計画とか、現段階では考えはないのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 簡易水道施設につきましては、給水人口が101名以上5000人以下ということになっておりまして、平成29年に8か所の簡易水道を統合しまして日之影町簡易水道としておりますので、その時点で給水人口が100人以上としているのは8か所だけです。今後、簡易水道に統合する地区はございません。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 「100人以上から」ということなんですけど、これは、例えば、当該する地区に新規に住宅地ができますよね、宅地が。それでどれくらいの規模までなら、現在の給排水で賄えるのかなと、団地ができたとして。

例えば、今、八戸の。今、住宅地、予定地ですよ。そういう場合に過不足なく給水が行えるものなのかなと思っております、そこをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 簡易水道ごとに1日最大給水量というものが決まっております、八戸地区におきましては四ヶ惣地区の簡易水道ということで約290トン、1日にですね。ということになっておりまして、それ以内なら給水が可能ということになります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、第10条関係とそれからその2項ですよ。これは今までと一緒にいいんですかね、理解的には。例えば、例月を重ねて状況報告等々と、特に2項では「5月31日までに作成する書類において」という運営方針。これは言うなら、新年度予算のときの概要で説明するじゃないですか。ということで、この10条関係はほぼ今までどおりと同じということで理解していいのでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） この第10条につきましては、地方公営企業法40条の2というも

のが業務の状況の公表の規定となっておりまして、「管理者は条例に定めるところにより、毎事業年度、少なくとも2回以上、当該地方公営企業法の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない」となっております。今、例年2回の審査を受けておりますが、それで今までどおりの監査で、今までどおりでいいと考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第3号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第4号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第12、議案第4号日之影町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第4号日之影町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定の提案理由を説明します。

日之影町農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、必要な事項を定めるため、日之影町農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、農業集落排水事業の設置、法の財務規定等の適用、経営の基本等について規定するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは別表の第3条関係の中でお尋ねをいたしたいと思っております。

が。

表を見てのとおり、3地区、位置と区域と施設の内容ということで出ておりますけれども、この条例でいくと430人、処理区域計画人口を430人とするということではありますが、現況ではどれぐらいの世帯数と人数になるわけですかね。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 大人地区の農業集落排水事業の計画人口につきましては、430人と第3条のほうでうたっておりますが、この人数は平成11年に計画をしまして平成12年から稼働しているんですが、その計画を策定したときの中学校や教職員住宅の人数を含めた計画人口でありまして、現在の使用者の世帯数は、いや人口は、中学校、かやぶきの館、教職員住宅を含めて307名でございます。世帯数は101世帯となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 平成12年に計画を策定したということで、そのときの計画を策定時の人口がこの430人という御答弁でございましたが、現況としては307名か、ということは、当然、右肩下がり、これは致し方のないことなのかなというふうに思いますが、この農業集落排水事業の最大の課題点なり問題点なりあればお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 農業集落排水事業の問題点、課題であります。今年度も順調に稼働しております大きな問題点等はないんですが、落雷等による停電でですね、中継ポンプがストップするということが多々ありますので、そのようなときの対策が課題なのかなと私は思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第12、議案第4号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第5号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、議案第5号日之影町簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第5号日之影町簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定の提案理由を説明いたします。

日之影町簡易水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、日之影町監査委員条例、日之影町特別会計条例の一部改正等並びに日之影町簡易水道積立基金設置条例の廃止するものであります。よろしく御審議の程お願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第5号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第6号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第14、議案第6号西臼杵地域公立病院等地域公立病院統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第6号西臼杵地域公立病院統合に伴う関係条例の整理に関する条例

の制定の提案理由を説明いたします。

西臼杵郡内の3公立病院が令和6年4月1日から経営統合されることに伴い、日之影町国民健康保険病院事業に関する関係条例を整理するものであります。

主な内容は、日之影町職員の給与に関する条例、日之影町職員定数条例等の一部改正並びに日之影町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例等を廃止するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、改正の内容の中で日之影町職員定数条例等の一部改正というものが入っておりますが、どのような定数の条例改正だったかの説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 御質問にお答えいたします。

定数条例の一部改正でございますけれども、町の定数条例の中に町長部局の職員の定数がございまして、現在127名でございますけれども、ここに病院職の医師、看護師、技術職等も含まれておりますので、その部分を削除させていただきまして、人数のほうを127名から100名ということで変更させていただくものでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） はい、あのこの3月定例本会議においてはこの後に予算審査の特別委員会等が予定をされておりますので、予算審査で聞くべきか、この議案で聞くべきか、いろいろ考えたわけでありまして、この広域化に伴う職員関係ですね。若干分かりづらい部分がありまして、例えば、4月1日からは広域がいよいよスタートをし、そこで働いておられる方々は、いずれにしても西臼杵、広域行政の構成員ということになるわけでありまして、3町の病院の事務長予定者ですね、これはどういう扱いですかね。出向職員ですか、北部広域行政事務組合からの派遣職員なのか、出向なのか。町の、町が町負担による、町部局の負担による配置替えなのか、そこを再度お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 質問にお答えします。

まず、公立病院、3町が一緒になりまして、職員が広域事務組合のほうに移行しているわけですが、そのうちの事務局と管理栄養士につきましては各町からの出向職員として派遣するように

なっております。

なお、給与等につきましては、事務組合のほうで一括合わせて各町の負担、いわゆる病院運営ための負担金の中から給付するというような形になっているところです。

ただ、期間につきましては、将来的にはですね、当然、いつまでも出向というわけにはいきませんから、将来に向けて事務室等についても強化していきたいというふうな運営で今考えているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ただいま御答弁ございましたが、事務局と管理栄養士等については、事務組合のほうで負担をするということですかね。副町長、私の聞き違いかどうか分かりませんが、それは町でみると言われたのですかね。事務組合でももちろん負担をするんでしょうけれども、会計年度任用職員関係は併せて北部広域行政事務組合のスタッフとなって、あちらから手当てをするということですよ、その理屈なら。そこは間違いないのか、再度お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） ちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、まず事務職員と管理栄養士につきましては、身分は町職員として西臼杵事務組合のほうに出向するというところでございます。給与等につきましては、当然、事務組合のほうで支払われるということでございます。

○議長（高館 英嗣君） 会計年度は。

○副町長（甲斐 敏弘君） 会計年度任用職員につきましても当然同じことでございます。

ただ、会計年度任用職員につきましては、所属は西臼杵事務組合のほうの会計年度任用職員となります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） そういうことになりますと、今後の運用基準、経営観点から言うと負担金が2億を当然上回ると。これはあくまでも人間の移動、そして法の下の特例規定によってそういうやり方をせざるを得ないからそうなったわけでありましたが、今度はそれぞれ3町の病院のいろんな経年劣化、機械購入等々についても、例の基準まで決まっておりましたけれども、それから抛出していかざるを得ないということになると、相当、本町としては、今の病院機能をですね、ベッドの回転率を高止まりにするか、そういう営業努力がえらい大きな命題になるわけでありましたが、町長、そこら辺で不安材料はないですか。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） この公立病院の統合については長年にわたりまして進めてきたところでありまして、また議会の皆さん方にも準備室をはじめ、いろいろと特別委員会を設置していただ

きながら審議をしていただいたところでございます。令和6年から3つの病院が1つになるということであるわけでありますから、令和5年までの日之影町病院が持つる負債、そういったものについては日之影町が支払っていくと。令和6年以降、統合された病院等についての負担につきまして、新たな整備、あるいはそういった負担等につきましては、先ほど説明もあったかと思っておりますけれども、負担割合、事業費割、交付税基準財政事業額割とか、いろいろとごみ処理等を含めて、広域行政組合で決めておりますけれども、そういった負担割合の中で3町が負担していくということで決定をいたしておりますので、そのような形になります。

そういう中でありますから、本町の病院の、極端に言えば、設備投資等につきましても、令和6年以降は、3町、高千穂、五ヶ瀬町もその基準割合で負担をしていくということでありますから、そういう流れの中で統一化をしていくという進みであります。

議員御指摘のように負担もそういった面では初期増えてくる可能性もございます。そういうことにならないように、また経営努力もしていただければいけないと思っておりますけれども、この初期の目的は、お医者さんの確保、看護師の確保、そういった人材の確保がそれぞれの病院で果たしてできていくのか、日之影町で今の経営状況、毎年2億数千万赤字といいますか、財政支援をしながらお医者さんの確保、看護師の確保がこれ以降も続けていけるのか。あるいは、それができないから診療所等に小規模化して維持していくのか。そういう選択の中でやはり高速道路等が通って近くなれば一つにしてメリットを生かして、お医者さんの確保等も含めてやっていこうということで始まったわけでありますから、それに向かって頑張っていくことが大事かなというふうに思います。

と申しますのが、県西部のある町におきましては、この病院問題が大変で、お医者さんが来ないということがございます。と申しますのが、やはりそういう小規模なといいますか、そういったところに、なかなか現在の研修員制度でも難しいということでありますから、この西臼杵では熊大または宮崎大との連携もありますけれども、そういったこともスケールメリットとして考えられるということで、今回このような形で4月1日から進めさせていただくということになります。

もちろん、甲斐議員がおっしゃるように、経営面を含めて課題もあるというふうに認識しておりますけれども、まずはスタートしながらその中で、先ほどからありますように、外部監査等も含め、いろんな形で御意見を頂きながら最善を尽くしていくことが大事かなというふうに、現時点では思っているところでもございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第14、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第7号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第15、議案第7号公の施設に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第7号公の施設に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

西臼杵郡内の3公立病院が令和6年4月1日から経営統合されることに伴い、日之影町国民健康保険病院は、西臼杵広域行政事務組合に移管されるため、別表第1及び別表第2から削除するものであります。

また、日之影町交流促進センターにつきましては、日之影町社会福祉協議会へ譲与することに伴い、別表第1から削除するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは質疑をさせていただきますが。

社会福祉協議会へ譲与ということでありますけれども、これは、ということは公会計の中にあれば社協の財産ということになりますね。社協の資産となり、社協の財産となるわけですが、おおむねこの標準基準額ちゅうのは大体どれくらいあるものですか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

同施設を社会福祉協議会のほうに譲渡する場合に、資産の不動産鑑定士さんのほうに意見を求めまして確認しましたところ、「300万円以内」ということで御回答いただきましたので、今回こういった形での御提案とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 当施設はその、今、地域振興課長のほうから御答弁ございましたけれども、これは土地も建物も含めてこの資産価値ということでいいんですね。これは何年何月頃、不動産鑑定士を入れた期日はいつですか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問のまず1点目ですが、今回、譲与します資産額の300万円以内は上物の施設のみでございます。下の方は町有地ということで町のほうの管理という形になります。

2点目の、その参考金額を頂きましたのが2月5日でございます。そういったもののもろもろの情報を整理し、今回3月議会の方に上程をさせていただいておるといった流れでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 本施設の水道インフラは建設課では掌握していますかね。水圧の問題であったり量の問題であったりちゅうのは。確か何か、以前、委員会か何かで調査かなんかをせんかったですかね。私の記憶も曖昧ですが。水問題については何か担当なり所管課なり建設課なり、何か聞いておりませんか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

のぞみ工房施設ですが、今、特に現在、それぞれの事業を実施しておりますが、特に洗濯事業の方に力を入れておまして、水道の利用をする機会が増えておりますが、水が足りないというふうなお話はですね、事務室のほうから、社協のほうからは伺っておりませんので現状のサービスを行う上では問題ないと考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 私は間接的に聞いた話では、水圧が非常に少ないというふうな、今そういう業務をされておられるので、ちょっと水が、そういった意味では不足しているので、加圧ポンプか何かがあったらいいんじゃないかというふうな話を聞いたやに記憶をしておりました。

非常にあの施設は大事なものでありますので、直近では、どれぐらい、これは指定管理のときに聞くのかどうかは悩むんですけども、利用者はどれぐらいですかね。それが右肩下がりなのか上がりなのか、現状維持状況なのかを確認されておられればお尋ねをしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

フラワーパークのぞみ工房ですが、現在、20名、定員いっぱいの方に御利用をいただいております。それぞれの障害の程度に合わせて社協の職員が、共にそれぞれ就業のほうに当たっているところでございます。

今後、しばらくは20名いっぱいが続くかなというところで予測をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 20名の方々が利用されておられるということでありましてけれども、これは障害者を含めてということでもよろしゅうございますか。ちなみに障害者がいるのかどうか1点。そして、そこは高千穂の事業者さんとコラボされて、しいたけ関係で非常に工賃が県内でもトップクラスじゃないかというふうな話を過去に聞いた記憶がございますけれども、現在、もしそこあたりリサーチされて、県下の工賃の数値が出ていればぜひお聞かせしてください。工賃がおおむね県下で何番目ぐらいのところにいるのかどうか、非常に重要な施設でありますので、そのことを再度お尋ねいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問にお答えをいたします。

のぞみ工房利用者20名のうち、町内の方が18名、残る2名は北方の方が利用されているところでございます。

2点目の平均工賃につきましては、令和4年度の実績でございますが、宮崎県のB型平均工賃が月額2万0,459円でございますが、フラワーパークののぞみ工房は月額3万6,251円ということになっておりまして、令和4年度B型事業の実績で県内148事業所中の8番目という結果となっております。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第15、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第8号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第16、議案第8号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第8号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

地方自治法等の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとされたことから、新たに勤勉手当の規定を追加するものであります。

改正の内容は、任用期間が6か月以上の第1号会計年度任用職員の勤勉手当を一般職員に準じて支給するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質問をさせていただきますが、令和6年度からということでございますので、4月からということでもあります。先般、本町職員の条例提出及び現況の状況等はお聞かせいただきました。新年度から予想される、予定される会計年度任用職員がここへ上がってきます。これはまだ流動的な部分があるかもしれません。3月にはいったが、まだ1か月ありますので。おおむねの人数、そして、それに伴う手当の支給を。当初予算を見れば出てくるんでしょうけれども、それは特別委員会でございますが、ざっくりで結構ですが、お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 来年度の採用人数ということでございますけれども、今、来年度、

現状を申しますと、現状が、今、32名でございます、第1号会計年度任用職員が。来年度についてもこれから採用、募集をかけたところかありますが、おおむね変わらない人数だというふうには考えているところでございます。ちなみに、賞与対象者は週15時間以上35時間未満の勤務をされている方が対象になりますので、全員が賞与対象者になるかというところは、今後また変わってくるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 申し訳ございません。金額についてはまた後ほど御説明申し上げたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 後ほどというよりも、予算審査特別委員会の日程がほぼ決まりましたらそれに間に合うように、ざっくりで構いませんのでおおむねの数字を出していただきたいというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第16、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第9号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第17、議案第9号第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第9号第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

地方自治法等の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとされたことから、新たに勤勉手当の規定を追加するものであります。

改正の内容は、任用期間が6か月以上の第2号会計年度任用職員の勤勉手当を一般職員に準じて支給するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 8号と同じでありますけれども、現状で構いません。まだ月数が残されておりますので現状人数をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 現任の職員につきましては、現在、本町の場合は雇用しておりませんので、0人ということになっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） それでは、第1号と第2号の会計人員の職員の違いと、本町におきましては、第1号、第2号、どちらの会計人員の職員が多いのか、分かれば人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

第1号会計年度任用職員につきましては、本町では週に35時間以内を勤務される方ということで、今、雇用をしているところでございます。そういった方々が、先ほども申しましたけれども、今、32名いらっしゃいます。

第2号会計年度職員といいますのは、職員と同じ勤務時間で仕事をされる方ということでございますが、本庁の場合は、先ほど申しましたように、今のところ第2号会計年度任用職員は雇用はしていない状況でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第17、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第10号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第18、議案第10号日之影町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第10号日之影町課設置条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

農林振興課の事務分掌に定めてあります林道及び治山に関することを建設課に移管することに伴い、条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第10号日之影町課設置条例の一部を改正する条例については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

日程第19. 議案第11号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第19、議案第11号日之影町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第11号日之影町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料を定めるため、

条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、標準的な介護保険料額について、第8期介護保険料から約3.3%増の年額7万5,600円、月額にして6,300円とするものであります。また、低所得者の保険料抑制を図るため、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げを行うなど、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） いよいよ第9期ということございまして、今回、200円ほどアップになるんですかね。アップ予定ということですが、ここで言う標準段階の多段階化。ということは、クラスが増えてきたわけですか、3つか4つか。幾つかは存じ上げませんが、おおむねこの多段階化の意味する段階をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 議員の御質問にお答えいたします。これまで第8期の計画の中では、所得段階に応じまして保険料が決まっておりましたが、8期までは9段階で設定しておりました。これを9期から13段階に拡充いたしまして、低所得者の方については、毎月の基本料額に対する割合を引き下げ、また、より高所得者の方におかれましては、その割合、基準乗率を引き上げまして、第1号被保険者の中での所得の再分配、所得の低い方からは保険料をできるだけ抑制する、所得の多い方からは所得に応じまして負担を頂くという形を採らせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 4段階ほどプラス、段階が変わったということの御説明でありましたが、この金額、本町のこの金額の場合ですよ、おおむね26市町村ではどげな位置づけになりますか。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 議員の御質問にお答えいたします。

第8期の分での順位ということで御了解ください。第8期の宮崎県内における順位は日之影町6,100円でございますが、県内では10番目となっております。

なお、県内での平均の価格、こちらが5,955円となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 参考までに、郡内、高千穂、五ヶ瀬の現状の金額は何か手持ち資料はありますか。あったらお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 高千穂町と五ヶ瀬町の金額について、8期の保険料についてお答えいたします。

お隣、高千穂町は4,800円で、県内では25番目、五ヶ瀬町は4980円と、県内で24番目の順位となっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今の質問の関連なんですけど、日之影と高千穂、五ヶ瀬の金額の差というのはどこから出てくるものなのかお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（甲斐 康弘君） 保険料というものは、それぞれの町の介護保険の向こう3年間、それぞれの事業計画に基づきまして、この町ではこれくらい介護の保険の需要があるだろう、そういった需要予測に基づいて金額の方が定まってまいります。

五ヶ瀬町及び高千穂町のそれぞれの施設に入られている入所者数、そういったものの違い、また、認定率等の様々な違いがありますけれども、そういった違いの積み重ねの違いによってこういった金額のほうに差が出ているものと思っておりますが、金額保険料が安いから保険料は受益者の方に、保険者としてみれば、保険を納める方にしてみれば低いにこしたことはないのですけれども、保険料がそれだけ必要とされているという点から考えますと、介護を要している、必要とされている方がそういった介護保険の恩恵に預かっているもので理解しております。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 課長はなかなかはっきりぽつと言いきらなかつたようでありますから、要は、この介護保険というのは、その町で保険給付費をどれだけ払っとるか、それを賄うために介護保険料、あるいは国の基準があつて払うわけでありますから、それだけ、逆を言えば、日之影町の介護に対する手厚い、何と申しますか、費用をかけておるといふことだろうといふふう認識していただいております。

と申しますのが、特老もでございます。老人ホームの中でも介護のほうからお金も行くような方もおられます。デイサービス等もでございます。そして、社会福祉協議会の中の非常にデイ事業等

も大きくございます。そういった形でございます。

そういう中で、それと日之影町の特性であるかと思えますけれども、延岡あたりのそういった多機能の介護施設への入所の方もおられるということでありまして、以前から、この介護保険料になりますとなぜ他の高千穂、五ヶ瀬と差があるのかと。やはりそれだけ手厚い介護というか、そういう形を採っておるからというふうに認識をいたしております。五ヶ瀬がとっていないかということではなくて、そういうお願いする施設が少ない面もありますし、五ヶ瀬町におきましては非常に自分のお家の中で介護をされるという方が非常に多いという、そういう特性がございまして、このような差が出ているというふうに認識しておりますので、以前からこういう形で、議会にも御説明申し上げ、また、町民の方にもそのような形でお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

○議長（高館 英嗣君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。規定第19、議案第11号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

それではここでお諮りします。12時となりましたが、一旦昼休憩を挟みたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは暫時休憩といたしまして、次の再開を13時といたします。それでは、暫時休憩といたします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、定刻になりましたので、休憩前に引き続き再開いたします。

.....

日程第20. 議案第12号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第20、議案第12号日之影町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第12号日之影町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月に公布され、同年12月に施行され、空家等の適切な管理に係る措置や空家等の活用に係る措置などが新たに盛り込まれたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、本条例において、特定空家等について引用している条文の条項ずれが生じたため、改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 参考までにお伺いをしますが、今、この「特定空家等」というのは全国的に問題になっているようではございますけれども、日之影町に特定空家等となるものがあるのかなのか。あるならば何軒ぐらいあるのか、お伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 空家に関する御質問ということでお答えさせていただきたいと思っております。

本町の特定空家に分類する空家として本町が把握しておりますのは240軒、空き家が240軒ほどでございます。また、その中に修繕の必要がないものについては132軒、また、管理が行き届いておらず、損傷があるものが107軒、倒壊の危険があるものが1軒、その内訳で整理をし、情報を把握しているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 特定空家等は240軒ということですか。

○地域振興課長（工藤 富士君） 失礼しました。「特定空家等」という表現で把握していますが、所有権不明で管理が行き届いていないという部類が43軒でございます。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） それは全部持ち主が把握できているわけですか。

○議長（高館 英嗣君） 補足を。副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 地域振興課の課長の答弁がちょっと違うようですのでお答えさせていただきます。

特定空家等というものは、近隣に支障を及ぼしたり、衛生上問題があったり、倒壊の恐れがあったりするような空き家を特定空家として行政指導なりする空き家でございますが、先ほど来、地域振興課長が申された空き家の件数については、今のところ、特定空家として町で指定するものではございません。今のところ特定空家等として町で指定しているところについては、ない状況でございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑は。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 特定空家ですから、今、副町長が答弁されたとおりでありますけれども、今後のシミュレーションは非常に難しい部分はあるんだろうと思いますけれども、特定空家に移行するような案件は認知されているとして、おおむね軒数はどれぐらいありそうなものですか。特定空家になり得るであろう空き家は。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 先ほどの御質問の中で理解がちょっと難しかった、おわび申し上げます。

今、ありました御質問につきましては、まだそこら辺まで正確な数字は握っておりませんが、一昨年、令和4年度からの取組を見ますと、15軒の取り壊しがございました。ですので、先ほど申しました件数といえますか、これからの流れの中で10軒から20軒、そういった流れで特定空家の状況が発生し、取組を進めていかなければいけないというような考えでおるところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今、課長がされた答弁と私の見解に認識のずれがあるかどうかは分かりませんが、私が思う特定空家は、副町長が話された第三者に迷惑をかける恐れがある。あるいは交通的な道路沿い等に点在する空き家についても、非常に危険な場合もある。そういうものが特定空家の部類なんだろうと思うんですよね。だから、10軒、15軒、それはないんじゃないですか。今、現に特定空家になり得るであろうというシミュレーションはですよ、あくまでも衛生上、あるいは道路沿いの景観に、そして、それが多くの方に迷惑を資するような案件ですから、毎回、年度に2桁ぐらいの特定空家が発生するっちゃうことはちょっと考えられないわけですが、大筋で日之影町の国道、県道、公道、道路上で発生する、そういう案件の対象家屋があるのかなのかというような質問だったと思うんですけれども、こんげ多いですか。毎回年度2桁ぐらいいくような。その見解を。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 毎年というか、そういった意識でお答えさせていただいたんですが、今のその御質問の中でいくと、極端に10軒、15軒というのはないだろうというふうに思います。

ただ、そういった空き家があることについては、情報収集せにゃいかんというふうには努めていきたいというふうに思っておりますし。今、集落のほうに集落ミーティングで入っておりますので、そういった項目も把握する取組を進めておりますので、そこら辺を整理しながら将来的な特定空家に対する支援を含めて整備をしていきたいと思っております。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） はい、あの今後、特定空家なるものが生じてきた場合ですね、持ち主がどうしても経済的に自分では解体できないと、そういう申出があった場合は、町としてはどういうふうな取組をなされるわけですかね。お伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） そういった取組と申しますか、そういった物件が生じた場合には、所有者に対しまして指導勧告とかいうところまで行けるように条例のほうでは整理しております。

ただ、それに対する町民の皆さんの所有者の御協力も必要であります。それに伴う経費負担は、今のところ、個人、所有者という話でございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 補足はいいですか。副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 多分、今後ですね、やはり後継者というか、いわゆる財産を引き継ぐ。本来は財産は引き継がなければいけませんし、その財産は自分たちで管理しなければいけないというのが大前提でございますが、今後、やはり財産を、いわゆる引き継がない人が。引き継がないじゃなくて、引き継がない人等も出てくることも予想されるところでございます。

今、地域振興課長が申しましたように、大原則として取り壊しについては個人負担というのがもう大前提でございますが、時代がこれから変わってくれば、法律等も変わるやもしれません。ちょっと分かりませんが、今後そういうところについては、検討というか、いろいろ考えていく時代が来るんじゃないかなというふうに考えておりますが、現時点で自分たちで取り壊しできないから、町が云々ということは今のところは考えておらないような状況でございますが、将来的にはそういう形も出てくるかもしれないというふうには考えているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいですか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 引き続き関連させていただきますが、結局その、個人の財産です

から、当然、個人が最終的には負担をするというのが通例でありますけれども、それができないので全国的にこの特定空家問題がニュースになるところであります。結局、副町長おっしゃる中で財産放棄ですね、借金も貯金も財産ですから、いずれにしても放棄をすれば、それは当然法律で担保されているわけですから、だから放棄をすれば当然取り壊さなくてもいいということになるんだろうと思いますけれども、しかしそれは最後の手段といいますか、そういうことでありますので、やっぱり本町としては優先順位もさることながら、やはりそれに対する助成ですね、家屋解体、空き家の解体等に関する助成措置を一考する必要があるんじゃないでしょうかね。もう隣の町、延岡あたりは当然、上限が幾らか忘れてはいたけれども、100万近くたしか出しておったんじゃないかなと記憶しているんですよ。そういったものも、いきなりは無理でしょうから、やはり新年度に入ればそういうことを一回検証もし、どれが一番いい方法かというものを。確かに法律も変わるかもしれませんが、じゃけどそこも含め、検討委員会なりを当局のほうでしっかり検証する必要があるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 議員の御提案、誠にありがとうございます。ありがたいと思っておりますが、いかんせん個人の財産を公共の費用で取り壊すのは云々という話も中にはありやもしれませんので、県内の動向とか、他団体等の状況等を踏まえながらですね、御提案いただいたことについては検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第20、議案第12号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第13号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第21、議案第13号日之影町機能別消防団設置に伴う関係

条例の整理に関する条例の制定を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第13号日之影町機能別消防団設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の提案理由を説明いたします。

平成20年4月に設置しました日之影町消防支援団につきまして、国が推奨する機能別消防団員制度を活用し、日之影町機能別消防団として再編するため、関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

主な内容は、日之影町消防団条例及び日之影町消防団給与条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第13号、日之影町機能別消防団設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高舘 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

日程第22、議案第14号

○議長（高舘 英嗣君） 次に、日程第22、議案第14号西臼杵広域行政事務組合規約の変更に
ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第14号西臼杵広域行政事務組合規約の変更について提案理由を説明いたします。

新し尿処理施設の建設を始めること及び当組合の機構改革に伴い、西臼杵広域行政事務組合の規約について所要の見直しを行うものであります。

主な変更内容は、各団体の経費の負担割合を明確にするため、建設費と管理費を集約し、施設ごとの負担割合を明記するものであります。また、当組合の衛生部門を独立した課として位置づけるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、西臼杵広域行政事務組合の規約変更の提案であります
が、新し尿処理施設建設の内容、経過等についての状況が説明ができる範囲でよろしいかと思
いますが、していただきたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問についてお答えいたします。

新し尿処理施設につきましては、建築後、長い年月が過ぎておりました、老朽化等も始まっ
ていることから新たなし尿処理施設を建設するという事で計画がなされてきております。新し尿
処理施設につきましては、高千穂の浄水センターを利用した前処理施設ということで建設が進め
られてきておりました、今、用地交渉、用地買収や国庫補助金等の計画の策定、また、今後、造
成・建設等に伴うコンサルタントの委託等が始まりまして、令和10年度に施設を完成するよう
見込みで、現在、準備が進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、関連をさせていただきたいと思いますが、今の答弁で
は、令和10年度頃がおおむね完成予定という御答弁でございましたが、おおむね事業費ベース
はどれぐらいなんですか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） あくまでも概算でございますが、計画策定、また建設工事を含
めまして30億5,470万円という数値が上がってきているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 約30億を上回るということですかね、あくまでも計画というこ
とでありますから。ちなみにこの基金は今どれぐらい保有は積み上がっておりますか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えいたします。一応、10年間で6億積み立てるというこ
とで毎年負担はしてきておりますが、令和6年度のうちには3億4,700万円程度積立てがで
きるのかなというふうに思っております。一部、今まで実施した事業につきまして、基金を一部
取り崩して財源等を当てておる関係でございますので、それぐらい、現在のところは3億
4,700万円程度ということになっております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 本来なら広域議会でこれは聞くべき問題なのかなと思うのですが、

今、課長の答弁では現在3億有余の基金があると。令和10年で約6億ですか、積み増していけばそういうことになるということですが、単純に計算しますと20億は負担せざるを得ないと、計算上ではそういうふうになってくるわけですが、この聖域である負担割合、75の25というのが設立当初からこの負担割合というのは、これはルールですからしっかりと担保した上でのことになるんだろうと認識しておりますが、あとの起債については、事業債のいい起債はあるんですかね。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問にお答えいたします。起債につきましては、一般廃棄物処理事業債を活用するというので、国庫補助対象分につきましては、充当率90%で、交付税措置が50%ということになります。国庫補助以外の単独事業分につきましても、一般廃棄物処理事業債の単独事業分を活用いたしまして、充当率75%で、交付税措置が30%程度というような起債を活用して事業を実施することとしております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ちなみに返還年数とかは予定は立てておられるんでしょうかね、起債の。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 令和5年度時点ではございますが、この一般廃棄物処理事業債は、償還期限が20年となっておりますので、20年以内となっておりますので、20年で返済をするという形で計算をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） その事業計画にのっとって償還年数20年と。この金額で進んだときの町持ち出しまでは、積み上げは計画しているんですかね。まだ出ていませんか。それはいいんですが、出とらんければ。シミュレーションしているのか、していないのか。していれば、金額ベースでどれぐらいか。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） お答えをいたします。

広域行政事務組合のほうから頂きました財源内訳等ですと、国の交付金と起債を合わせまして、2億6,000万円程度でございます。一般財源が3億9,300万ということでかかってまいります。今年度の交付税措置と起債の償還等、概算で計算をしておりますが、概算組合負担金が8億7,648万5,000円ということでありまして、この分を3町で負担をしないといけないのかなというふうに考えております。

し尿処理施設でございますので、均等割25%、人口割75%で、今、概算、計算をしまして、日之影町分については、2億2,765万2,000円という割合になりますので、それを償還期間の20年で割りますと年当たり1,100万円程度の負担が生じるのかなというふうな、概算事業費を基に現在のところでそれぐらいの負担があるのかなということで計算をしているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第22、議案第14号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第15号

○議長（高館 英嗣君） 次に日程第23、議案第15号日之影町公の施設に関する指定管理者の指定についてを議題とします。

本指定管理者の指定について。申し訳ありません。

もう一度言い直します。

日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第15号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

日之影町公の施設に係る指定管理者の指定への手続等に関する条例第5条の規定により、観光施設の管理を行わせる指定管理者の候補者として、日之影町村おこし総合産業株式会社を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質疑をさせていただきたいというふうに思いますが、今回、公募によらないということで、5か年間の指定管理制度でありますけれども、冒頭、午前中、経済建設の委員長報告等もあったと思いますけれども、このいわゆる村おこし総合産業株式会社における取組であります。私ども、さきの委員会のほうで経営についての調査と意見交換をさせていただきました。その中で、やはり本町の核となる、顔となるという施設でありますので、特に道の駅、青雲橋さらには温泉駅ですね、日之影町の一番観光資源としての役割は大きいと思っておりますが、一方、経営面で見ますと大変労働力不足が頭が痛いというお話でもありました。

そういう中に、施設の名称が10項目ぐらい議案のほうで出ていますけれども、いわゆる不採算施設ですね。とりわけ、やはり一番不採算施設で大変であろうと認識をするのが、丹助岳の山小屋ですよね。副町長は地域振興課長を長くされておられたので内容はもうすぐ頭の中でイメージはできると思いますが、こういった丹助岳の広場にある山小屋を、あるいはトイレを管理するというのはですよ、この道の駅と青雲橋レストラン、あるいは温泉駅を50名ほどの職員で、今、一生懸命頑張ってくださいとるわけでありましてけれども、やっぱりあまり手が広過ぎてですね、それに石垣茶屋もありますし、ケビンも英国館もあるわけでありまして、結局、道の駅、青雲橋と温泉駅、一生懸命頑張って売上げを伸ばしてモチベーション高めてやろうという中に、じゃあ不採算の分も当然見ていかななくてはならないという、こんな悩ましい部分が当然あるんだろうという認識をするんですよね。

ところが、やはりもうけていただくしかないという中に、村おこしさんが頑張ってやっておられるわけですが、もうこれはいい機会ですので、もうこれをですよ、やはり観光協会あたりも視野に入れ、ほかの機関も視野に入れながらやっぱりその内容、中身を精査もしていくときが来

たんじゃないかなと私はそういうふうに思っているんですよね。そういう見解をどうお思いかお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 議員おっしゃられるとおりに、当然、先ほど来、お話にありますように、道の駅、温泉駅、今、日之影の顔として利用客も多く来ていただいて、採算のほうもそこで頑張って稼いでいただいている状況でございます。

一方、丹助岳の山小屋、先ほど来、出ている見立のほうの施設等につきましては、なかなか思うように売上げが、当然、丹助の山小屋についてはもう売上げゼロという状況でございます。今、そういう中で職員は、どこの企業の方もそうだろうと思うんですけど、やはり人員不足、人手不足というのがやはり一番問題になっておりまして、特に村おこし産業におきましてもなかなか人を回すのが大変だというような状況であります。議員おっしゃるとおりですね、今は採算のいいところの部分の不採算部分で賄っていただいているのが本当に正直な状況でございます。丹助の山小屋につきましても、多分昭和40年か50年に建設されたものだと思っているところでございます。管理等につきまして、どこまでが管理なのか、今後どうやってしていくのかというのは、当然、今、考えていかなければいけない時期に当然来ているということだろうと思っております。議員の御指摘どおり、今、どうのこうのというのはちょっとここではお答えは出せませんが、2、3年のスパンを考えて、今後の対応、また、管理の在り方について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これは是非ともですね、今のように人員不足、労働力不足が言われる中にありますのでやはり職員の負担軽減は十分、指定管理に任を負わせる当局としてはしっかりそこは管理をし、気持ちを十分くみ取ってほしいなとそういう思いであります。

一般、温泉駅のほうのお話も聞いたところでありましたけれども、とにかく夜の清掃等に非常に人手不足が顕著にあるということでありまして、時間外の当然9時、10時に清掃せざるを得ない、そういう環境でありまして、ただ、時間単価も一般職とほぼ一緒でありますというお話がありました。

しかしながら、このような状況の中に単価を上げられることもできるはずもないというお話がありましたので、それではやはり職員さんのモチベーションが非常に低下する可能性はあるかもしれません。本人さんたちがもうほかにいい職を見つけて辞めると言われたら、これはまたどうしようもない状況でもありますので。今、たった目の前でそういう対応、対策が無理としても、毎月、毎週、出勤率が高い職員さんあたりをある意味食事の無償、無料券を配布する、頑張ったことに対する対価をお金じゃないものとしてお出しをすると。そういうことになると、やは

り見てる人は見てるよねと。頑張った証が金ではない対価としていただけたと。それはある意味モチベーションになる可能性もありますし。これ、また単価上げたら、パートであれば扶養を外れる可能性もある。税金が高くなる、何のために上げたかわからないということも考えられ得ると思うんですよ。だから、指定管理をお願いするということになると、金には代えられないが、気持ちはこれで今は表すしかありませんというものをしっかり当局のほうで検討してほしいと思うんですよ。もう辞められたら終わりですよ。一から探して、また探して、人探しをして、それがまた、その方が戦力になるまでにある程度の日数がかかるじゃないですか。そこを考えれば、そういった見ている人は見ているよという、ある意味の優しさが、職員の向上心にもつながるといふふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 議員おっしゃられるとおり、特に温泉駅につきましては、朝、早朝早い人で4時とか5時から出勤されまして、終わりは時間差はありますが10時というような形があります。職員の皆さんも、やはり一生懸命頑張って売上げを上げていただいているところでございます。当然、処遇改善等もしていくのも当然ですが、今、話題になっております130万円の問題ですかね。年額、年収130万円を超えると税金が上がるというライン、130万円であったかちょっと忘れちゃったけど、ラインの問題がありまして、なかなか給与に跳ね返ると難しい部分がある。

ただ、だからといって現物支給がどうなのかというのも若干あつたりしまして、なかなか難しいところではありますが、やはり職員の頑張りについては、当然皆さんに頑張りについては応えていかなきゃいけないという、やはり義務もありますし、やはりそういう思いもありますので、どういう形がよろしいのか分かりませんが、また会社のほうと相談をしながら、当然、売上げが上がって経営が良くあればその部分はちゃんと職員の方に返していきたいというふうには考えておりますので、またそのところは会社と相談をさせていただきながら考えていきたいというふう

に考えております。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 質問が若干重複するところがあるかもしれませんが、今回10施設について、10か所について村おこし産業さんに委託するというところで、利益も出る場所もあるし、全く出ないところがある。それを平準化してお願いしますという形だろうかと思いますが、対象者が観光客。今、オーバーツーリズムという言葉をよく聞きます。したがって、それぞれの施設で「改善」という言葉があります。改善。新しく計画して実行して、PDCAとか言いますが、そういった中で設置者として、この改善に向けた村おこし産業さんとの意見交換会とか、多分されているとは思いますが、午前中の経済建設の報告にもありましたように、IT

化の導入とかですね、それも大きな改善の一つだろうと思います。そこら辺は設置者としては、どのくらいまで携わっているのか、御説明願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 町長の立場がいいのか、社長の立場がいいのか非常に難しく、副町長が答えたわけでありますが、私が両方兼ねて答えますけれども。

会社のほうはですね、総括課長を中心に青雲橋、温泉駅、それぞれ店長等おりますので話合いとかいうのはやっております。そして総括課長と担当課であります地域振興課については商工観光係を中心に意見交換をしておると。それが町と会社としての接点。それと社長として、社長・副社長として総括課長と、月1は報告に上がってきていただいて、今、甲斐議員あるいは甲斐睦彦議員がおっしゃったようなことについては意見交換はしております。その中で処遇改善について、先ほど答弁があったように、売上げも上がった部分については、会社として決算を3月に締めますけれども、少しでも余裕があったらそういう従業員に奉仕するような方向で研究してほしいというお話もしております。そういう形で会社として計算をしているというふうに認識をいたしております。

というのが、やはり先ほど来ありますように、今度は町長として議会の皆さん方に、指定管理の委託料等の増額等もお願いをしております。人件費が上がって、委託料を上げていただいております。そして、賭けとしていただいております。そういうことで、その分も含めて会社として精いっぱい頑張って、先ほどの施設を維持管理しておりますので、そういったことについては、職員還元、やはりこういう時代でありますからできるだけ職員に還元できるものは還元していきたいというふうにございます。

今、御質問にありましたように、ICT導入についても、一遍にはまだできておりませんが、売場のほうの、あれは何ていうかな、電子決済みたいな形では入ってきたと思いますから、今後は人手不足であれば、レストランであれば自動券売機を使うのかとか、あるいはタブレットを使うのかとか、いろいろ研究が今後できてくる必要もあるのかなと思っておりますので、そのような形で今後は進めておりますし、意思の疎通というか、そういう形は定期的にやっているつもりでありますので、今後ともさらにやっていきたいと。そして今までいろいろと御提言があったことについては、当然一番いい方法として人手不足がないような形が採れるのがいいことありますから研究をしていきたいというふうに思っています。これは町長としても社長としても連携してやっていくということで、御答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） また「改善」という言葉に戻りますが、例えば、道の駅に意見箱

というのがありますよね。あれは設置者のほうには内容って伝わっているのかなと思います。私のほうで不明な部分があって、顧客満足度をですね、上げるのにはあそこはやはり宝の宝庫かなと思います。先日、ある場所に行ったとき、その御意見箱というのが公表されている道の駅さんがありました。実際に写真も添えて、こういった写真のところでこういった御意見を頂いてこういった形にしましたよと。お金の要らないことです。例えば、整理整頓ですね。そういう面でもですね、そこ辺は本当に大事かなと思いますけども、現在のところは、実態はどうでしょう。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいま御質問にお答えいたします。

御意見箱のほうは設置しておりまして、それに併せてホームページのほうも充実をして意見等を頂戴いたす環境は整っております。そこで重大的な御意見等につきましては、定期的な意見交換会をやっておりますが、特段まだ報告はいただいておりません。ただ事例の中では、緊急を要するもので、無銭飲食とか、この前も意見が出ましたが、そういう人に対する対応とかそういったもの話も頂いております。

ただ、その意見箱の中身については、そんな大きな事案というものは頂戴しておりません。

○議長（高館 英嗣君） よろしいですか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 匠の里についての運営状況と利用状況をお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 匠の里についての御質問にお答えいたします。

匠の里につきましては、正規職員1名を配置をして、村おこし屋のほうで管理をいただいているという流れでございます。

主な用務は、もう御案内のとおり、陶芸関係の教室、講座等の開設ということでございまして、中心的な活動の時間帯が夕方から夜ということになりますので、そういった流れで、毎月、道の駅のほうには活動報告書のほうを頂戴し、私どもも必要に応じて確認作業を進めているような状況でございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 教室、講座ということで、私、この全ての村おこしが管理する施設を見てみても、これは観光というより、どちらかというと違う教育とかの分野なのかなって。果たしてこの村おこしのコンセプトに匠の里が合致しているのかどうかかなのかなと疑問に思った次第です。そこのところをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 私が一番古うございますので私のほうで答えますが、この公の施設の指

定管理者制度というのができたのは、もともとは全て直営でございました。できなかったわけです、自治体が施設を公の施設を委託というか、指定管理者制度というやり方じゃなくて、直営。そして、直営するのは極端に言えばどここの誰々さんに委託料を払うとかお金を払うとか賃金で払うとかいう形でありましたので非常に財政的にも厳しいということでございます。そして、民間の力ができない。そういうことでこの公の施設の指定管理者制度が法律で決められてこういう形でやろうやとしたときに、本町でそういった観光施設的なことをやり切るというか、関係があるというのはもう村おこし会社しかなかったという形です、当初はですね。それで関連のある道の駅をし、温泉駅をし、そして、キャンプ場は観光的だから村おこしでいいかなと。ぱっさり言えばそういうのに包含してしまったというのが実態でございます。

先ほど甲斐徳仁議員がおっしゃったように、もうそろそろその再度ちょっと調整せねば非常にちょっと、時代に合わない面も出てきているのはおっしゃるとおりであります。そういうことで副町長が申し上げたとおりでありますけれども、その中にやはり匠の里という施設をつくったと。その中で陶芸をやる、では、これをどういう形で管理をするのかということでありましたら、村おこしの中に入れてそこで管理をしていこうやというのがもう実際でございます。

久保議員おっしゃるように、これは陶芸教室の生涯学習とか、おっしゃるようなそういう方向であるならちょっと違うかなというのは、当然、私も認識いたしておりますのでそういった面も踏まえながら、先ほどの答弁になりますけれども、考えていくことは必要かなというふうに思っています。

そのほか、石垣茶屋とか、先ほど言いました丹助とかりフレッシュ出羽、ケビン村、そういったものもろもろあるわけでありましてけれども、そういったものをちょっと整理する必要はあるのかなという認識でおります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいですか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 経緯はそれで納得できました。それで整理するに当たって、私はそもそも全て村おこしが管理しているものはまだまだポテンシャルを秘めておると思うんですよ。僕もホームページやらインスタやら見るんですけど、IT化も十分必要ですけど、もう少し宣伝を簡単なものからでいいんですけどやってみたらどうかなと思います。結構、丹助小屋とか知らない方も、来て初めて気づいたという方もいらっしゃったので、もう少し宣伝をまず初めによりしくお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） ありがとうございます。先ほどからの質問にもありましたけれども、やはりそういった部門については逆に言えば観光協会ですうまくやって、観光協会は今非常にSNS

とか発信をして日之影のPRをしていただいておりますから、そういうところのほうがいいのかなとかいう思いもありますので、今の御意見も踏まえながら、やはりそういった面も踏まえて、何が一番効果が上がるのかということはもちろん追究することは大事でありますからということも踏まえて研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第23、議案第15号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案の通り可決されました。

ここでお諮りしますが、1時間ぐらいたちました。休憩はよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは休憩をしたいと思います。

次の再開を14時5分といたします。10分間休憩を取りますので暫時休憩といたします。

午後1時56分休憩

.....
午後2時05分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第24、議案第16号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第24、議案第16号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第16号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

日之影町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条の規定により、日之影町活性化センターの管理を行わせる指定管理者の候補者として、日之影町商工会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第24、議案第16号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第17号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第25、議案第17号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第17号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

日之影町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、日之影町高齢者生活福祉センターの管理を行わせる指定管理者の候補者として、社会福祉法人日之影町社会福祉協議会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするもので

あります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第25、議案第17号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第18号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第26、議案第18号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第18号日之影町公の施設に係る指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

日之影町公の施設に係る指定管理者の指定への手続等に関する条例第5条の規定により、日之影町地域福祉センターの管理を行わせる指定管理者の候補者として、社会福祉法人日之影町社会福祉教育会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、協定の中の鳥獣被害防止対策の推進について質問いた

します。

じゃない。じゃないです。失礼しました。

○議長（高館 英嗣君） まだ、ほかに質疑はないでしょうか。まだまだ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第26、議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第19号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第27、議案第19号普通財産の譲渡についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第19号普通財産の譲渡についての提案理由を説明いたします。

宮崎部品跡宮水工場の土地4978.49平米及び鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建ての家屋3,012.48平米につきまして、本町の基幹産業であります農畜産業振興のため、高千穂地区農業協同組合日之影支所営農センター施設として、高千穂地区農業協同組合に譲渡することに伴い、日之影町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第19号普通財産の譲渡について、譲渡については休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

日程第28. 議案第20号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第28、議案第20号定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第20号定住自立圏形成協定の一部変更についての提案理由を説明いたします。

平成22年1月7日に延岡市と締結しました定住自立圏形成協定の一部を変更することに伴い、定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、医療等の分野におけるデジタル技術の活用を図る項目をはじめ、脱炭素化を推進するための取組や大規模災害時の相互応援体制の整備に関する項目を追加するほか、現在の取組内容に合わせ協定内容を変更するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、今回の変更内容ですれ多数、3つほどあるわけですが、3番目の大規模災害時の相互応援体制の整備、いわゆる南海トラフとか懸念されているわけで、もしも発生したときは後方支援として、本町は大きな役割を担うところに位置するのではないかと思います、これに対しての話合っているのは、骨格とか、どうい。話が進んでいるのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 協議ということでございますけれども、大規模災害の。この項目につきましても、この見直しの部分で追加された部分でございます、これからの協議が始まるのかなというふうに思っているところでございます。これまでに、延岡市と大規模災害に関する協議を連携、共有して持ったことはありませんが、ただ、消防団において、北方のほうの消防団のほうとの意見交換は毎年行っているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 有害鳥獣対策の協定についてですが、私の住む集落を出してはあれなんですけど、隣が延岡市であります。越境して動物がやってきた場合、向こうとこちらの数

が、こっちで捕っても向こうからシカは歩いてやってくるんですけど、そういうときに反対側に狩猟者が少ない、延岡側に。こういうときに、今現在では狩猟時期しか捕獲ができないということですね。それで捕獲、有害鳥獣の駆除、駆除班として協定するような話、協定の中で駆除を行うような話もこの中であるのかなと、そこをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） では、お答えしたいと思います。ただいまの久保議員のお話につきましては、今のところこの圏域の協定の枠組みの中でそのような話をしているということはありませんが、圏域の枠組みとは別に、この両自治体間の中で接しております国有林がありますけれども、その日之影・延岡地域の間に接しております国有林内で民間の委託事業者によります捕獲作業を県が主導で行っているという取組が令和5年度から始まっております。現在、この両自治体間での取組については以上のようなものでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 続いて、有害鳥獣対策なんですけれども、以前、延岡市の有害鳥獣対策の講習に私は伺ったんですけれども、あちらでやられていた講座の情報を共有するだけでも、この日之影町の有害鳥獣対策には十分なるのではないのかなと私は思っておるのですが、そういうところの情報の共有は現在どうなっているのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） お答えしたいと思います。昨年、令和4年、今年、令和5年度、延岡市北方町のほうでこういった技術向上研修が行われておりまして、本町からも有害駆除班にこの研修に同席してもらって研修の技術を深めておるという状況でございます。必要に応じて、うちの農林振興課の方から各有害駆除班の会員さんに必要な情報というのはお渡ししている、文書等でお渡ししているという取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第28、議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第21号

日程第30. 議案第22号

日程第31. 議案第23号

日程第32. 議案第24号

日程第33. 議案第25号

日程第34. 議案第26号

日程第35. 議案第27号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第29、議案第21号令和6年度日之影町一般会計予算から日程第35、議案第27号令和6年度日之影町農業集落排水事業会計予算までの7議案を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第21号から議案第27号までの7議案は一括議題とすることに決定しました。令和6年度各会計予算7議案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 提案理由を説明させていただく前に、令和6年度施政方針を述べさせていただきます。

令和6年第1回議会定例会に当たりまして、令和6年度の町政運営に対する方針の一端を申し上げます。

政府は「時代の転換点」とも言える国内外の歴史的・構造的な課題に直面しておりまして、「新しい資本主義」の下、持続可能な包摂的な社会を構築し、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」を目指すとして国を取り巻く環境が激変する中、多様な社会課題に対応する財源を確保しながら、中長期の視点に立って持続可能な経済財政運営を行うこととしております。

一方、地方財政につきましては、地方交付税の地方団体への交付額は、令和5年度を上回る額を確保するものの、引き続き厳しい状況にあるといえます。

本町の財政状況を見てみますと、令和4年度決算では、令和4年債に係る災害復旧事業に伴い、

歳入が3.5%、歳出が1.3%とともに増加いたしました。歳入では地方交付税や国県支出金などの依存財源の歳入全体に対する比率は84.0%と依然高くなっております。

一方、歳出では人件費、公債費の義務的経費はいずれも増加しており、これまでの大規模事業に伴います起債発行により財政健全化指標であります実質公債費比率や将来負担比率の上昇が見込まれております。

このような財政状況を全職員が十分に理解した上で、令和6年度の予算編成につきましては、各施策事務事業において限られた財源を最大限有効に活用することで、第5次日之影町長期総合計画及び日之影町地域創生総合戦略等の施策の総合連携を図りながら、美しく豊かな自然環境を生かしたまちづくりを積極的に進め、「住む喜びを実感し、笑顔あふれる光さすまち 日之影」の実現に向けまして、1、未来を拓く次世代育成と一人ひとりが主役のまちづくり、2、地域資源を活用し新たな時代に対応したまちづくり、3、ともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくり、4、住み続けたい安心・便利なまちづくりの4つを重点施策といたしまして、前年度比9億4,300万円、14.1%減の57億6,700万円で編成したところでございます。

これらの貴重な予算の執行につきましては、各施策の実現に向け、職員一丸となって最大限努力してまいりたいと考えております。

それでは、各重点項目別に申し上げます。

まず1点目の未来を拓く次世代育成と一人ひとりが主役のまちづくりについてであります。

次代を担う子供たちは地域の宝であり、地域全体で育ていかなければならないと考えております。未来を拓く次世代育成につきましては、引き続き、日之影町子育て応援基金を活用いたしまして、出産祝い金の支給、0歳から中学校修了までの医療費の全額助成、不妊治療費の助成、乳幼児健診の実施、放課後子ども教室の運営費助成、中学校入学支援金、学校給食費の無償化、公費支援型学習塾の運営、未来づくり推進事業による小学生から青年層までを対象とした人材育成等を行ってまいります。

さらなる支援といたしまして、今年度より、保育料及び副食費を完全無償化し、子育て世帯への保育支援の充実を図ってまいります。

また、子ども・子育て支援交付金事業を活用しまして、乳児家庭全戸訪問事業や延長保育事業を行うなど、妊産婦・子育て家庭のニーズを把握し、必要なサービスが円滑に利用できるよう支援してまいります。

さらに、安心して産み育てる環境の整備につきましては、出産・子育て応援交付金を活用し、SNSを活用した情報発信など、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に努めるとともに、引き続き、各種健診や予防接種などの助成を行ってまいります。

また、妊娠された方を対象に、ひのかげベビー応援金として通院支援事業に取り組み、妊娠・

出産期における経済的負担軽減を図ってまいります。

併せて、母子保健と児童福祉の一体的な支援として、こども家庭センターを令和6年度に設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない、さらなる支援を連携して行ってまいります。

学校教育の推進につきましては、一人ひとりがすこやかな体、豊かな心、すぐれた姿勢を持ち合わせ、心身ともに調和の取れた児童生徒を育成するため、ひのかげ学びのスタイルに基づき、事業の実践やキャリア教育などの充実に努めてまいります。

また、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた取組や、学習活動をサポートする特別支援教育支援員や教育補助員、複式学級解消非常勤講師などの配置を継続してまいります。

小中学校では、学習指導要領に基づく教育を実施しておりますが、本町では学校・家庭・地域が一体となって学校運営に取り組むコミュニティスクールを導入しております。

児童生徒の望ましいキャリア形成を踏まえた、地域とともにある開かれた学校づくりを目指し、町教育の日などの行事をはじめ、教育活動に部活動指導員などの幅広い地域の人材やボランティアなどを積極的に活用する地域・学校協働本部と連携し、地域による児童生徒の学びを支えていただくとともに学校を核とした地域活動の活性化につなげてまいりたいと考えております。

学習環境につきましては、1人1台のタブレット端末や電子黒板等の機器やデジタル教科書を含めたICT活用を学校での授業をはじめ必要に応じてのオンライン学習や家庭学習等で積極的に推進するとともに、教職員のさらなるスキル向上の取組など、GIGAスクール構想に基づく教育環境の充実に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、学校からの要望と併せ、定期的な安全点検と学校個別施設計画を基に、計画的な整備を進めてまいります。

また、登下校時の安全対策としまして、スクールバスの安全な運行や、県警察・学校や地域、関連団体との連携を図りながら、通学路の安全確保に努めるとともに、放課後子ども教室などの活動によりまして9年間を安全・安心に学べる環境の整備に努めてまいります。

社会教育・生涯学習の振興につきましては、生涯学習講座のさらなる充実や町立図書館や高齢者大学などとの連携を図り、心豊かで生きがいのある生涯学習社会の形成を目指してまいります。

自治公民館活動は地域活動の母体となる組織で、地域コミュニティの中心的役割を担っており、その重要性はますます高まってきております。人口の減少や高齢化により、組織的活動の機能が低下しつつある中、自治公民館の活性化に向けた取組を引き続き進めてまいります。

町立図書館の運営につきましては、図書館運営協議会により、多様なニーズを把握し、地域に根差した質の高いサービスを提供するとともに、ホームページやSNSを活用して、広報・計画活動の拡充に努め、乳幼児から高齢者までの全ての世代が気軽に立ち寄り、共に学び合える環境づくりを推進してまいります。

文化芸能活動につきましても、多目的ホールなど拠点として効果的に活用してまいります。

また、文化芸能団体への継続的な支援を行うとともに、本町が誇る貴重な郷土芸能の継承・保存への取組を強化し、郷土文化及び文化財の保護意識の高揚に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、町スポーツ協会への運営支援や種目連盟、ひのかげきらめきクラブとの連携を図った地域スポーツの振興、競技力の向上に努めるとともに地域や利用者からの要望を踏まえ、交流事業等への参加しやすい環境整備や癒やしの森運動公園等の体育施設の適切な施設管理運営に努めてまいります。

また、令和9年度に計画されております第81回国民スポーツ大会の開催に向けた取組も引き続き進めてまいります。

人材育成につきましては、令和元年度より未来づくり推進事業を実施しておりますが、中学生対象のシンガポール交流派遣事業、青年層を対象とした日之影の未来を担う人材育成事業に加え、小学生を対象とした職場体験事業を計画し、継続した人材育成に取り組んでまいります。

次に、2点目の地域資源を活用し、新たな時代に対応したまちづくりについてであります。

先人から代々受け継がれてきました本町の名風景は後世に継承すべき貴重な財産であることから有効に活用していかなければならないと考えております。

農業の振興につきましては、農業従事者の高齢化が進展する中、喫緊の課題でもあります新規就農者の確保、担い手対策につきまして多様な人材を広く呼び込むための情報発信とともに、株式会社ひのかげアグリファームを拠点としたサポート体制を構築してまいります。

農地の維持・保全対策につきましては、農業委員会と連携しまして、担い手への農地集積を図り、農地の有効利用を進めるほか、中山間地域等直接支払制度や省力化機械導入等の各種制度事業を活用した集落営農や受託組織活動を支援するとともに、用水路や農道並びに畦畔等の農業基盤の整備を推進してまいります。

株式会社ひのかげアグリファームにつきましては、地域おこし協力隊やワーキングホリディ事業等による作業員の確保に努め、年々増加する受託作業への取組を進めるとともに、自社生産をしております農産品の生産向上や消費者ニーズの変化に対応した販路拡大に向けた取組を進め、今後とも町民の要望に応じてまいります。

果樹・野菜・花卉並びに肉用牛等の主要農産品目の生産につきましては、本町がこれまで築いてきたブランド産地の維持・強化を図るため、市場の動向を注視するとともに、機械導入、施設整備等への支援やICTを活用した作業の効率化・省力化により、安心して生産活動が行える体制への支援、また、地域おこし協力隊及び関係機関とタイアップした栽培技術の向上に努めてまいります。

林業の振興につきましては、人材育成・担い手の確保並びに森林整備への支援、有害鳥獣対策

等への森林環境税及び企業版ふるさと納税への有効活用を図るとともに、森林経営管理制度を活用した森林整備を進め、循環型林業の構築、本町林業の活性化に努めてまいります。

また、しいたけ生産につきましては、種駒・しいたけ原木への助成のほか、施設機械の整備を進め、生産者の省力化及びコスト軽減を図ってまいります。

有害鳥獣対策につきましては、国の鳥獣被害防止対策交付金等を活用し、電気牧柵器やワイヤーメッシュ柵等の侵入防止柵の導入を支援するとともに、捕獲活動の負担軽減対策や狩猟免許の新規取得者への支援並びに有害鳥獣捕獲奨励金事業による個体数の適正化に努め、関係機関、猟友会、地域と連携した住民一体となった有害鳥獣対策を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、持続的な経営安定・基盤強化のための商工業育成補助金や商工会事務局体制強化事業補助金等の交付のほか、商工会との連携による地域産業の振興に努めてまいります。

観光の振興につきましては、九州中央道の整備により、経済活動の活性化など、多様な効果を期待しているところであります。そのような中、観光推進の中心的な役割を担います観光協会の体制強化を図り、森林セラピー、世界農業遺産ユネスコエコパーク等のブランド力を生かした交流イベントの開催に努め、温泉駅や日之影キャンプ村、ボルダリング等への誘導を継続してまいります。

また、観光の振興と併せまして首都圏でのほおずき市や栗まつり等の物産展などを開催し、農林産物のPRとともにふるさと納税者納税寄附金等の増額につなげてまいります。

令和5年度におきまして、地球温暖化対策実行計画区域施策の策定を済ませ、令和6年度より、将来像、基本方針に基づく取組をスタートいたします。

再生可能エネルギーの導入につきましては、引き続き、公共施設等への太陽光発電施設等の導入、調査とともに、国・県及び脱炭素推進事業債を財源としながら、公共施設等の機能強化や町民への普及啓発など、ゼロカーボンのまちづくりに取り組んでまいります。

次に、3点目の、ともに支えあい喜びを感じる健やかなまちづくりについてであります。

地方創生を進めていくためには、町民の行政への参画と協働はなくてはならないものであり、限られた財源の中で住民の多様な意見や思いを反映していく必要がございます。

そうした中、長期総合計画、総合戦略の策定を2か年かけまして策定作業を進めておりますが、令和5年度におきましては、高校生以上の町民及び4年生以上の児童生徒に対しましてのアンケート調査を実施いたしました。その結果を中長期的な視点にいたしまして、基本構想・基本計画総合戦略に反映してまいります。

健やかなまちづくりににつきましては、すべての町民が健康で元気に暮らせるよう、自らの体や健康づくりに関心を持ち、自らが実践できる健康づくりの普及に努めてまいります。そのため、

小児生活習慣病健診やヤング健診、特定健診等の受診を進めるとともに検診結果に基づいた保健指導の充実が求められます。

特に、子供の頃から生活習慣病対策や高血圧や糖尿病及び糖尿病腎症の重症化予防事業に取り組み、予防可能な病気の発症を予防することにより健康な毎日を過ごすことができるように努めてまいります。また、家庭や職場での体重・血圧測定の実施、減塩等の食生活改善、医療機関の受診勧奨や適正な服薬管理など、具体的な実施につなげられるよう、各公民館にて健康座談会を開催し、本町の健診、医療や介護の実態について普及啓発活動に努めてまいります。

併せて、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透を図ることを目的に通いの場等を活用した健康教育相談等の実施、健康状態の把握など、継続的な保健事業に取り組んでまいります。さらに、運動を習慣化するなど、体を積極的に動かすことは健康を維持する上で大切なことと考えており、継続的な運動啓発を行ってまいります。

病院の医療サービスの提供につきましては、令和6年4月から3町公立病院の経営等を統合いたします。西臼杵地域の医療連携を強化することで持続可能な地域完結型医療の確立を目指してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が自立して充実した生活を送るために、高齢者大学や高齢者教室、いきいきサロン、いきいき百歳体操を開催するとともに、引き続き高齢者クラブの活動を支援してまいります。また、見守り活動や買い物支援事業、高齢者見守りシステム事業など、高齢者が安心して暮らしていけるまちづくり推進のため、関係機関が連携を図り、取り組んでまいります。

さらに、高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画に基づきまして、地域包括支援センターをはじめ、高齢者福祉関連機関が連携し、介護保険制度の介護サービス、地域支援事業により介護福祉サービスの充実を努め、介護人材の確保育成に取り組む事業所を支援してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者や障害児が自立した日常生活、または社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が地域において計画的に提供できるよう、第7期日之影町障害福祉計画、第3期障害児福祉計画に基づき、障害者福祉の推進を図ってまいります。

次に、4点目の住み続けたい安全便利なまちづくりについてであります。

近年の激甚化、頻発化する自然災害によりまして、国内外で大規模な災害が発生しており、本町におきましても備えておくことが重要であると考えております。

いつ発生するか分からない南海トラフ地震や各種災害に備え、県や広域消防本部等の関係機関、地域住民などとの協働によりまして防災訓練によりまして、防災意識の向上に努めてまいります。

災害時の情報発信につきましては、防災行政無線や防災情報システム及びSNS等を活用した情報発信によりまして、迅速な防災情報の発信に努めてまいります。

また、火災や救急、救助のほか、自然災害等に対し、迅速な対応が取れますよう、高千穂警察署、西臼杵広域消防団との連携を密にしまして、さらなる安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

消防団員の減少対策としましては、主に消防団OBで組織されております消防支援団の活動、環境を改善した機能別消防団として再編成し、災害対応力の向上を図ってまいります。

また、引き続き、県消防学校が実施します研修へ積極的に派遣し、指揮と技術の習得による災害活動現場での安全確保と対応力の向上を図るとともに、施設装備の計画的な整備、さらには団員の確保に努め、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

防犯活動につきましては、駐在所連絡協議会や各小学校の見守り隊、日之影地域安全少年隊などの防犯団体と連携しまして、犯罪のない明るいまちづくりを進めてまいります。

町民の移動手段の確保は、本町のような中山間地域において、高齢者や通学者にとってなくてはならないものでございます。そうした中、令和4年度に策定しました日之影町地域公共交通計画に基づき、運休となっております旧道区間の対応とともに、集落線の予約型乗合交通の導入に向けた実証運行を実施しているところでございます。

引き続き、交通会議におきまして、関係機関、相互の連携を図りながら、生活に密着した交通ネットワークの確立に努めてまいります。

デジタル化の推進につきましては、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生活における様々な場面でデジタル化の促進が必要であると認識され始めました。そのような中、令和5年度に策定しましたDX推進計画に基づくデジタル社会の構築に向け、デジタル田園都市国家構想交付金等を財源としながら、行政サービスや業務の手続きを改善し、住民の利便性の向上に向けた取組を進めてまいります。

人口減少対策及び移住・定住の推進につきましては、移住と定住の両方の視点から政策の推進を進めているところであり、若者や単身者、子育て世代向けの住宅や高齢者等が安心して暮らすことができる住宅の検討とともに、個人住宅の新築や既存住宅の改修、空き家の取得改修等への支援を行ってまいります。

そのほか、県主催の移住相談会への参加や、移住・定住促進コーディネーターとの連携によります移住者へのフォローアップとともに、人口減少、高齢化が大きな問題となっている水源の里地域におきましても、集落支援員・水源の里支援隊等を配置しましたサポートを継続し、集落の維持、活性化に取り組んでまいります。

道路網の整備につきましては、安心して暮らせる社会を実現するため、地域の人々が求める最も基本的な社会資本であり、極めて重要であります。

九州中央自動車道につきましては、令和3年8月に国道218号、高千穂日之影道路の雲海橋、

平底間が全線開通したものの、いまだ平底・蔵田間が計画段階評価の着手に至っておりません。

今後も国や関係機関との連携を図りながら、九州中央自動車道の事業促進及び平底・蔵田間の計画段階評価の早期着手につつまして、引き続き各期成会、沿線住民一丸となって取り組んでまいります。

県道につつましては依然として整備が遅れていることから、県に対しまして積極的に要望活動を行ってまいります。

また、町道につつましては、社会資本整備総合交付金事業等の国庫補助事業を活用し、計画的に整備を進めてまいります。

水道事業につつましては、簡易水道施設の機器設備の改修、更新を進め、町民の貴重な生活基盤である水道の安定した供給に努めてまいります。

以上、令和6年度の主要施策に申し上げましたが、令和6年度予算の執行に当たりましては、財政の健全化はもちろんのこと、常に情報収集に努め、国・県の動向を的確に把握し、事業の投資効果等も十分に勘案しながら、効率的な行財政の運営に努め、自立的で持続可能な日之影を創生することを目標に施策執行に努めてまいります。

今後とも議会並びに町民の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和6年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、議案第21号令和6年度日之影町一般会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億6,700万円で、前年度より14.1%減となります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は前年度より13.5%増の4億682万5,000円、地方譲与税は前年度より14.6%増の1億6,000万円、利子割交付金、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金はそれぞれ前年度同額の10万円、法人事業税交付金は前年度より11.1%増の400万円、地方消費税交付金は前年度より6.7%増の8,000万円、環境性能割交付金は前年度同額の420万円、地方特例交付金は定額減税に伴う増で1,220万円、地方交付税は前年度より0.8%増の24億5,000万円、交通安全対策特別交付金は前年度同額の50万円、分担金及び負担金は前年度より8.1%減の3,038万9,000円、使用料及び手数料は前年度より2.4%増の3,638万円、国庫支出金は前年度より38.2%減の8億3,670万3,000円、県支出金は前年度より20.2%減の6億2,134万2,000円、財産収入は前年度より9.9%減の3,083万1,000円、寄付金は前年度より5.3%増の6,200万1,000円、繰入金は財政調整基金から3億7,500万円、減債基金から5,000万円、公共施設等整備基金から3,700万円、子育て応援基金から3,186万9,000円をそれぞれ

繰り入れし、前年度より16.2%増の5億7,931万円、繰越金は前年度同額の1,500万円、諸収入は前年度より123.1%増の8,241万9,000円、町債は前年度より58.4%減の3億5,460万円となります。

次に歳出について申し上げます。

議会費は前年度より0.8%減の4,998万4,000円、総務費は役場跡地活用事業等の減により前年度より17.2%減の9億6,496万7,000円、民生費は前年度より5.0%増の8億9,458万3,000円、衛生費は前年度より28.2%増の5億784万4,000円、農林水産業は農産漁村地域整備交付金事業及び林道安全施設等設置工事等の増により前年度より0.1%増の6億5,480万4,000円、商工費は観光施設管理委託料等の増により前年度より0.2%増の1億6,106万円、土木費は地方創生道整備推進交付金事業等の減により前年度より16.5%減の2億6,282万円、消防費は西臼杵広域行政事務組合負担金等の減により前年度より0.2%減の1億4,916万円、教育費は中学校大規模改造事業等の減により前年度より13.6%減の3億7,847万円、災害復旧費は、過年発生災害復旧事業費の減により、前年度より47.1%減の9億2,869万6,000円。公債費は、前年度より3.0%増の6億9,364万8,000円。諸支出金は、森林環境譲与税基金費等の増により、前年度より27.2%増の1億1,333万4,000円。予備費は763万円となります。

次に、歳出を性質別に見ますと、義務的経費は人件費において減少しているものの、扶助費及び公債費が増加しており、義務的経費全体で前年でより2.1%増の18億4,352万9,000円となり、義務的経費が歳出総額に占める割合は、32.0%となります。

投資的経費では、普通建設事業費が役場跡地活用事業及び中学校大規模改造事業費等の減により、前年度より48.3%減の4億9,373万2,000円となります。また、災害復旧事業費は9億2,971万2,000円となり、投資的経費が歳出総額に占める割合は24.7%で14億2,344万4,000円となります。

次に、地方債は、令和6年度事業に対して、借入を予定している記載の限度額について決定を求めるものであります。

最後に、一時借入金については借入最高限度額を、歳出予算の流用については流用することのできる経費を定めるものであります。

以上、令和6年度一般会計予算の概要を説明いたしました。別紙、一般会計予算対前年度比較表及び投資的事業の概要についても参考にしていただきたいと思います。

次に、議案第22号令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町国民健康保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億

4,749万円と定めるものであります。

まず歳入について申し上げます。

国民健康保険税は、前年度より12.9%減の7,488万5,000円、一部負担金は4,000円、使用料及び手数料は1,000円、県支出金は、保険給付費等交付金で前年度より7.8%増の4億9,201万8,000円、財産収入は1,000円、繰入金は保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金で41.4%増の7,781万9,000円、繰越金は1,000円、諸収入は特定健康診査等受託料などで276万1,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務務費は人件費等で1,702万6,000円、保険給付費は療養諸費と高額療養費などで前年度より5.5%増の4億4,900万3,000円、国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分で1億4,593万9,000円、保健事業費は保健衛生普及費で2,040万2,000円、積立金と共同事業拠出金はそれぞれ1,000円、諸支出金は保険税の還付金、病院会計繰出金などで前年度より127.0%増の1,439万8,000円、予備費を70万円とするものであります。

次に、議案第23号令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度の奨学資金事業は、貸付対象者を定期貸付者は継続、新規合わせまして高校生7名、大学生等18名の計25名と予定いたしました。また、入学一時貸付者を高校生3名、大学生6名の計9名と予定いたしました。

令和6年度日之影町奨学資金事業特別会計の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,224万7,000円と定めるものであります。

まず歳入について申し上げます。

寄附金を1万円、繰入金では一般会計繰入金を438万1,000円、基金繰入金を300万円、繰越金を1,000円、財産収入を1,000円、諸収入の貸付金収入では、現年度分貸付金収入を480万3,000円、滞納繰り越し分貸付金収入を5万円、預金利子を1,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

奨学資金を1,224万6,000円、積立金を1,000円とするものであります。

次に、議案第24号令和6年度日之影町介護保険特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町介護保険特別会計予算の保険事業勘定は、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービス等の保険給付費、地域支援事業費等に必要な経費及び要介護認定等に要する経費を計上し、前年度当初より2,185万円減の6億7,082万5,000円とし、介護サービ

ス事業勘定は、地域保護支援センターの予防プラン作成等の経費で、前年度当初より4万円増の20万円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から申し上げます。

保険料は、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で1億372万4,000円、使用料及び手数料に1,000円、国庫支出金は介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業等の国庫補助金で1億7,953万7,000円、支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で1億6,881万9,000円、県支出金は、介護給付費負担金、地域支援事業交付金等で1億179万9,000円、財産収入1,000円、繰入金は、介護給付費、地域支援事業費及び事務費等に要する一般会計繰入金等で1億1,684万9,000円、繰越金は3万4,000円、諸収入は地域支援事業利用料、預金利子等で6万1,000円計上するものであります。

歳出につきまして、総務費は人件費、事務費及び介護認定審査会費で2,632万6,000円、保険給付費は介護サービス費、介護予防サービス費等で6億909万6,000円、地域支援事業費は、包括的支援事業費、任意事業費及び介護予防事業費で3,534万4,000円、基金積立金1,000円、諸支出金3万7,000円、予備費2万1,000円計上するものであります。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、歳入から申し上げます。

サービス収入は、要支援認定者の予防プラン作成料で19万7,000円、繰入金、繰越金及び諸収入でそれぞれ1,000円計上するものであります。

歳出につきましては、サービス事業費は、予防プラン作成に必要な通信費等で19万9,000円、諸支出金は繰出金で1,000円計上するものであります。

次に、議案第25号、令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和6年度日之影町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,405万9,000円と定めるものであります。

まず、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料は3,832万6,000円、使用料及び手数料は2,000円、繰入金は2,565万3,000円、諸収入は1万8,000円、繰越金は6万円とするものであります。

次に歳出について申し上げます。

総務費は4万8,000円、後期高齢者医療公益連合納付金は6,393万1,000円、諸支出金は2万2,000円、予備費は5万8,000円とするものであります。

次に、議案第26号、令和6年度日之影町簡易水道事業会計予算の提案理由を説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は、営業収益が4,865万2,000円、営業外収益が6,145万6,000円で、収入の合計額は1億1,010万8,000円であります。

支出は、営業費用が1億547万1,000円、営業外費用が299万8,000円、特別損失が148万9,000円、予備費が15万円で、支出の合計額は、収入の合計額と同額の1億1,010万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、出資金が289万2,000円であります。支出は、企業債償還金が802万円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額512万8,000円は、引き継ぎ金で補填するものであります。

特例的収入及び支出は、打ち切り決算に伴う未収金及び未払金で、未収金が570万2,000円、未払金が2,017万4,000円あります。一時借入金の限度額は1,000万円とし、また、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は職員給与費1,076万3,000円あります。一般会計補助金は1,798万5,000円あります。

次に、議案第27号、令和6年度日之影町農業集落排水事業会計予算の提案理由について説明いたします。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は、営業収益が568万2,000円、営業外収益が1,853万4,000円で、収入の合計額は2,421万6,000円あります。

支出は、営業費用が2,248万1,000円、営業外費用が99万9,000円、特別損失が63万6,000円、予備費が10万円で、支出の合計額は、収入の合計額と同額の2,421万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、他会計出資金が680万3,000円あります。

支出は、企業債償還金が1,019万2,000円あります。資本的収入額が資本的出額に対して不足する額338万9,000円は、引き継ぎ金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

特例的収入及び支出は、打ち切り決算に伴う未収金及び未払金で、未収金が32万円、未払金が976万8,000円あります。

一時借入金の限度額は1,000万円とし、また、議会の議決を得なければ流用することのできない経費は、職員給与費757万6,000円あります。

一般会計補助金は762万円あります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案されました各会計予算7議案については、3月7日に総括質疑を行い、さらに会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論・採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第27号までの7議案は会期中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

日程第36. 議案第28号

日程第37. 議案第29号

日程第38. 議案第30号

日程第39. 議案第31号

日程第40. 議案第32号

日程第41. 議案第33号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第36、議案第28号令和5年度日之影町一般会計補正予算（第9号）から日程第41、議案第33号令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）までの補正予算6件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第28号令和5年度日之影町一般会計補正予算（第9号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、災害復旧に要する経費、公共施設等整備基金積立金、ふるさと応援寄附金に係るふるさと特産品返礼事業及びふるさと応援基金、病院事業会計繰出金のほか、各事業における不用額の整理が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

地方税は、町たばこ税等で312万7,000円の追加、地方交付税は普通交付税で1億8,016万8,000円の追加、分担金及び負担金は災害復旧費分担金等で146万1,000円の減額、国庫出入金は公共土木施設災害復旧費負担金等で2億539万2,000円の減額、県支出金は農業施設災害復旧費補助金等で4,116万5,000円の減額、財産収入は不動産売払収入等で1,608万円の追加、寄附金はふるさと応援寄附金等で2,400万円の追加、繰入金は減債基金繰入金等で2,820万1,000円の減額、諸収入は災害対策費用保険金等で93万8,000円の追加、町債は災害復旧事業債等で2億5,870万円の減額。

以上、歳入補正を3億1,060万6,000円の減額とし、歳入総額を69億1,039万9,000円とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は、人件費で1万2,000円の追加、総務費は水源の里対策費等で1,881万5,000円の減額、民生費は障害者自立支援事業扶助費等で173万4,000円の追加、衛生費は病院事業会計繰出金等で2,685万1,000円の追加、農林水産業費は鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業補助金等で380万3,000円の減額、商工費は、地域おこし協力隊に係る経費等で200万3,000円の減額、土木費は公有財産購入費等で26万3,000円の追加、消防費は消防防災施設整備委託料等で89万1,000円の減額、教育費は人件費等で786万8,000円の減額、災害復旧費は過年発生土木災害復旧工事請負費等で3億6,897万7,000円の減額、諸支出金は公共施設等整備基金積立金等で6,253万2,000円の追加、予備費は35万9,000円の追加。

以上、歳出補正を3億1,060万6,000円の減額とし、歳出総額を69億1,039万9,000円といたします。

次に、第2票、繰越明許費につきましては、災害復旧事業等について翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものであります。

最後に、第3表、地方債補正につきましては、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第29号、令和5年度日之影国民健康保険病院事業会計補正予算、第5号の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、医業収益の減額及びそれに伴う一般会計補助金の追加が主なものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。

医業収益は、入院収益、外来収益で6,433万円の減額、医業外収益は一般会計補助金等で3,583万6,000円、特別利益2,000円を追加し、収入総額を7億1,143万円とするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

医業費用は、給与費、材料費、経費等で2,866万1,000円の減額、医業外費用は消費税等で19万円の減額、特別損失は減損損失等で1,248万9,000円を追加し、支出総額を7億2,356万円とするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。

企業債を270万円、繰入金を1万8,000円それぞれ減額し、収入総額を2,808万4,000円とするものであります。

資本的支出は建設改良費を91万円減額し、支出総額を5,526万7,000円とするもので

あります。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費は、職員給与費で4億1,990万9,000円を4億1,695万7,000円とするものであります。

重要な資産の処分は、病院管理棟、ナースコール交換機、電話交換機、医療情報システム、X線テレビシステムを譲与するものであります。

次に、議案第30号令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、保険基盤安定繰入金の確定に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

国民健康保険税は109万3,000円の追加、県支出金は特別調整交付金などで143万1,000円の追加、繰入金は一般会計繰入金で152万円の追加とするものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は人件費等で12万4,000円の追加、保険給付費は高額療養費で140万円の追加、国民健康保険事業費納付金は財源補正、保険事業費は報償金等で2万円の減額、諸支出金は病院事業会計繰出金で5万7,000円の減額、予備費を259万7,000円の追加として、歳入歳出予算の総額を6億6,977万1,000円とするものであります。

次に、議案第31号令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、使用料及び手数料、繰入金並びに人件費の補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

使用料及び手数料は525万円の減額、分担金及び負担金は6万3,000円、繰入金は550万3,000円、諸収入は12万5,000円、それぞれ追加するものであります。

次に歳出について申し上げます。

衛生費の維持修繕費は43万円、公債費は1万1,000円それぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を7,922万4,000円とするものであります。

次に、議案第32号令和5年度日之影町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、使用料及び手数料、繰入金の補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。使用料及び手数料は40万円減額し、繰入金は41万円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

公債費は1万円追加し、歳入歳出予算の総額を2,464万1,000円とするものであります。

次に、議案第33号令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う繰入金の減額及び利用者減に伴う施設介護給付サービス給付費の減額が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料は48万1,000円の追加、国庫支出金は131万9,000円、支払基金交付金は122万3,000円、県支出金は89万8,000円、繰入金は227万1,000円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は27万3,000円、保険給付費は419万8,000円、地域支援事業費は75万9,000円、それぞれ減額し、歳入歳出予算の総額を7億1,241万5,000円とするものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算6議案については会期中の議案熟読をお願いすることとし、議会最終日に質疑、討論、採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第33号までの6議案は、会期中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時10分散会
